

平成21年第2回防府市議会定例会会議録（その5）

平成21年3月9日（月曜日）

議事日程

平成21年3月9日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（27名）

1番	安藤二郎君	2番	斉藤旭君
3番	山田耕治君	4番	河杉憲二君
5番	山根祐二君	6番	土井章君
7番	松村学君	8番	大田雄二郎君
9番	木村一彦君	10番	横田和雄君
11番	田中敏靖君	12番	山本久江君
13番	田中健次君	14番	佐鹿博敏君
15番	弘中正俊君	16番	高砂朋子君
17番	今津誠一君	18番	青木明夫君
19番	重川恭年君	20番	伊藤央君
21番	原田洋介君	22番	三原昭治君
23番	藤本和久君	24番	久保玄爾君
25番	山下和明君	26番	中司実君
27番	行重延昭君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	惠藤豊君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	林國明君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	松吉栄君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 吉村和幸君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。2番、斉藤議員、3番、山田議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、6日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより早速、質問に入ります。最初は9番、木村議員。

〔9番 木村 一彦君 登壇〕

9番（木村 一彦君） おはようございます。日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたします。

最初に、福祉医療費助成制度について質問いたします。

御承知のように、山口県は、新年度から財政難を理由に、これまで続けてきた福祉医療

制度への助成を削り、乳幼児医療、母子家庭医療、重度心身障害者医療、それぞれの無料化を廃止して、患者の一部負担金を導入しようとしております。

これについては、山口県身体障害者団体連合会、山口県母子寡婦福祉連合会、山口県腎友会、県及び各地の医師会など、多くの団体・個人が反対の声を上げ、多数の署名が県議会や県当局に寄せられております。

我が防府市議会も、先日の臨時議会で、現行制度の維持を求める意見書を全会一致で採択したことは、御承知のとおりであります。お隣の山口市議会や周南市議会でも、同様の意見書が採択されております。

こうした県民挙げての反対運動の結果、県当局は、当初予定していた償還払い、すなわち患者が医療費の3割を一たん窓口で払って、後で償還する、この償還払いについては撤回をして、現行どおり現物給付としたり、また現行は小学校入学まで無料となっている乳幼児医療については、3歳未満まで無料とするなど、一定の譲歩はいたしましたけれども、通院1カ月1,000円、ただし重度心身障害者については1カ月500円、それから入院1カ月2,000円の一部負担金の導入は断行する構えであります。関係者から得た情報によりますと、県議会13日の最終本会議では、この執行部案が可決される見通しだということであります。

山口県の独自施策として行われてきた、この医療費無料化制度は、これまで多くの県民に喜ばれてきた施策であり、子どもからお年寄りまで、県民だれもが「山口県に生まれ、育ち、住んでよかった」と心から実感できる「住み良さ日本一の山口」というスローガンも、この点に限っては真実味があったわけでありましてけれども、それが今や空疎なものになろうとしております。

この福祉医療の対象者は、いずれも経済的に厳しい状況に置かれている人が大部分であり、1,000円、2,000円の負担増がそのまま生活難に直結いたします。また、一部負担金は、1レセプトについて1,000円ないし2,000円でありまして、特に他の病気を併発しやすく、同時に複数の医療機関にかかることが多い重度心身障害者などにとっては、負担が1,000円、2,000円にとどまらないことになるわけでありまして、まさに死活問題であります。

このような中で、県内の市や町では、県が削減する助成金を独自に肩がわりして、これまでどおり無料化を続けようというところも出てきております。お隣の山口市、周南市を初め、岩国市、周防大島町、和木町がそれであり、そのほか下関市、萩市、光市、長門市、上関町、平生町等が検討中だと言われております。

そこで、お尋ねいたします。防府市で、これまでどおり無料化を続けるとしたら、市の

財政負担は幾らになるのか。また、市民の暮らしを守るためにも、市独自の努力でこの無料化制度を維持すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか、お答え願います。

次に、バス交通について質問いたします。

この問題について、私は、これまで幾度となく一般質問で取り上げてまいりました。しかし、高齢化の一層の進展など、今日、新たな交通サービスの必要性はますます強まってきております。ことし2月に策定された防府市生活交通活性化計画（案）でも、「路線バスの利用がしにくい地域で、予想される利用率やコスト面等から、路線バスを運行させることが現実的でない場合においては、新たな交通サービスの導入を検討していくことが必要となります」と述べております。

そこで、第1に、「街なか散策ぶらっとバス」の復活について質問いたします。

平成11年8月に、国の補助を受けて商工会議所が始めた循環無料ショッピングバス「ホッピーちゃん」は、マイクロバス2台で、土・日・祝日のみの運行だったにもかかわらず、平成11年度の利用者数は2万3,146人と、大変多かったことが記憶されております。国の補助が1年で打ち切られたため、平成12年度は市がバス購入費を補助して、1台だけで日曜日と祝日に運行、利用者は6,870人、平成13年度は1台で日曜日のみ運行、利用者は4,424人でありました。これがいわばぶらっとバスの前身であります。

続いて、平成14年4月から平成17年の3月までの3年間、国の緊急雇用創出特別基金の補助を受けて、「街なか散策ぶらっとバス」が運行されました。防府駅を中心に、市役所や大型商業施設、天満宮や国分寺などの観光施設を結び、回遊性を高めることによって、中心市街地における地域住民の利便性とまちなかのにぎわいの創出を目指しておりました。

このぶらっとバスは中型バス1台で、火曜日以外は毎日運行され、利用者数は平成14年度2万1,376人、平成15年度2万7,859人、平成16年度3万6,599人と、年々増えております。また、1便平均の利用者数も、平成14年度は7.9人、平成15年度は9.9人、平成16年度は11.2人と、ウナギ登りに増えております。これも国の補助が3年で打ち切られたため、平成17年度からは廃止となったわけであります。

しかし、市民の間には、今なお、この復活を願う声は強く、私の周囲でも、無料でなくても100円程度の有料でもよいから、復活できないものだろうか、こういう要望が少なくありません。

そこで、お尋ねですが、市はかつて市民アンケートを実施した中で、ぶらっとバスについても調査を行いました。その結果と特徴はどのようなものであったのでしょうか。

また、市民の通院や買い物、公共機関での用足しなどのために、市内中心部の循環バスを復活させることがこの際ぜひ必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか、執行部の見解をお聞かせ願いたいと思います。

この問題の第2に、西浦地区と市中心部を結ぶ新たな交通サービスの導入について質問いたします。

西浦地区北西部、特に黄金住宅周辺は、かつては路線バスが通っていましたが、10数年前に廃止になりました。現在、近くを通るバス路線がなく、いわば交通空白地域の一つとなっております。

平成20年7月の交通網整備促進対策特別委員会に出された「防府市内バス路線について」というペーパーでは、「防府市においては、交通空白地域も存在する。この空白地域すべてを路線バスでカバーすることは、予想される利用率やコストの面等から、現実的ではない。したがって、これらの地域に対しては、少ない利用者でも効率的に運行することが可能な、コミュニティバスや乗合タクシー等の導入を検討することが必要である」と、こういうふうに述べております。

実際、この地域に住んでおられる住民からは、「肺気腫の治療で月2回は病院に通わなければならないが、近くにバス停がないので、仕方なくタクシーを利用する。苦しい家計の中から毎月六、七千円が出ていくので、やり切れない」、こういう切実な要求も出されております。

そこで、お尋ねですが、かつて、この地区を路線バスが通っていたころの状況はどうだったのか。また、現在、この地区の住民がバスを利用することが実際に可能なのかどうか。そして、市として、この地区の住民の公共交通に対する要望をどのように把握しておられるのか、お答え願いたいと思います。

また、交通空白地域であるこの地区と市中心部とを結ぶ新たな交通サービスの導入は必要不可欠だと考えますが、いかがお考えでしょうか、執行部の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

最後に、地域の景気浮揚対策について質問いたします。

現在、未曾有の経済危機の中で、中小零細業者の皆さんは、かつてないほど深刻な業績不振にあえいでおられます。とにかく仕事がない、どんな小さな工事でもよい、仕事が欲しい、こういう悲痛な叫びがあちこちで上がっております。

私は、中小零細業者のための仕事を創出するという立場から、平成16年6月議会で住宅リフォームへの助成制度の創設を、また平成17年6月議会では小規模工事等希望者登録制度の創設を、それぞれ一般質問で取り上げました。しかし、いずれに対しても、執行

部の答弁は、調査・研究する、未登録の業者に発注していくことはできない、こういう極めて消極的なものであります。

そこで、まず、住宅リフォームへの助成制度ですが、以前にも申し上げたとおり、これは市民が住宅をリフォームする際、その費用の一部を市が助成するもので、これによって住宅リフォームへの意欲を刺激して、これを促進し、あわせて業者への仕事を増やすという、いわば一石二鳥の施策であります。

10万円から30万円程度の限度額の範囲内で、工事費の5%から10%程度の助成をするわけではありますが、住宅建設というすそ野の広い分野であるだけに、関連する業者の数も多く、その波及効果は極めて大きいと言われております。事実、これを実施している多くの自治体では、助成した額の20倍から30倍の経済効果が出ている、このように報告をされております。こうしたことから、既に全国で多くの自治体がこれを実施しております。

そこで、お尋ねですが、この制度の全国の実施状況はどうなっているのか。また、今の時点に立って、この制度実施に対する市の考え方はどうなのか、改めてお聞かせ願いたいと思います。

次に、この問題での次の質問ですが、小規模工事等希望者登録制度、これについてであります。これは30万円程度以下の小規模な修繕工事などは、市の入札参加資格を持たない業者でも、希望を登録しておけば、工事を受注できるという制度であります。入札参加資格を得るための経費や手間をかける余裕がない最も零細な業者でも、仕事がもらえるというもので、かつては、どこの自治体でも各課が独自に、日常的に行っていたものであります。

そこで、お尋ねですが、今この問題での全国的な実施状況はどのようになっているのか。また、最近、防府市における30万円以下の工事の発注状況はどうなっているのでしょうか。この制度はぜひ急いで実施すべきだと考えますが、執行部のお考えはどうでしょうか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） まず、バス交通についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、市内全域で運行され、市民の皆様の日常生活を支える大切な交通手段として重要な役割を担っている路線バスについては、利用者の減少が著しく、多くの路線が赤字となるなど、バス事業を取り巻く環境は、非常に厳しくなっております。バス事業

者が自主運行することが困難な路線につきましては、国、県及び市において助成を行い、路線の維持を図っているのが現状でございます。

このような中で、市内の路線バスを中心とした生活交通の維持及びその活性化策について考えるため、平成19年度に、公募委員を含む市民代表、学識経験者、バス事業者で構成する防府市生活交通活性化懇話会を設置しまして、協議を進め、昨年3月に報告書の提出を受けたところでございます。

この報告書では、生活交通の維持・活性化を地域全体の課題として共有し、市民、交通事業者及び行政が連携し、一体となって維持・活性化に取り組むための中・長期的な視点に立った計画の策定が求められており、今年度はこの報告書をもとに、市民の皆様にとって一番身近な交通手段である路線バスを中心とした生活交通のサービス向上、利用促進等により、その活性化を実現することを目的とする防府市生活交通活性化計画の策定に取り組み、現在、計画案に対するパブリックコメントを終了した状況でございます。

そこで、最初の質問でございます、かつての「ぶらっとバス」の復活についてでございますが、街なかぶらっとバス運行事業は、平成14年度から16年度まで、国の緊急地域雇用創出基金補助事業を活用しまして、大型商業施設と商店街などの商業ゾーン、天満宮をはじめとする観光ゾーン、そして市役所などの官庁ゾーンの回遊性を高めることにより、中心市街地における市民の利便性と商業の活性化を図るため、実施したものでございますが、緊急地域雇用創出基金補助事業が平成16年度をもって終了したことから、年間約1,100万円の運行経費を要する事業の継続は困難と判断しまして、終了したものでございます。

この「ぶらっとバス」の運行実績を申し上げますと、議員も御指摘のございましたとおり、3年間の平均で延べ乗車人員は年間2万6,600人、1便当たりの乗車人数は9.5人で、土・日の利用より平日の利用者のほうが多目となっております。

御質問にありますアンケート調査につきましては、平成16年7月に「ぶらっとバス」の利用者を対象に実施したものでございますが、417名の方から回答を得ております。この中では、60歳代以上の方の利用が全体の6割近くを占めておりました。

乗車頻度につきましては、毎日利用する方を含め、週1回、週2～3回程度と、定期的に利用される方が8割程度、また利用目的は、6割近くの方が買い物に、そのほかの方が観光と市役所とがそれぞれ1割程度という結果が出ております。

自由意見としましては、「便利で助かる」などの感謝の御意見が77件、「逆回りのコースも欲しい」などのコースの変更や、停留所の数の増設等の希望が43件、「便利がよいので続けてほしい」などの存続希望が28件など、寄せられているところでござい

す。

議員御提案の市中心部循環バスの運行につきましては、ＪＲ防府駅を中心として、各地域へと放射状に延びている既存のバス路線との整合性や、タクシー等の他の交通サービスとの関係、また利用者の利便性と運行に要する経費との関係など、さまざまな課題がありますことから、早急に結論を出すことは困難でありまして、今後の路線バス活性化の取り組みの中で、総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、西浦地区から市中心部への新たなバス路線の設置についての御質問でございますが、現在、西浦地区から市中心部へ向かうバス路線は、小茅から西浦丸山、植松を經由しＪＲ防府駅へ向かう路線が唯一の路線となっております、１日１０便運行されております。

御質問にあります、現在、廃止されているバス路線の当時の状況につきましては、平成６年度まで、開作方面から植松を經由しましてＪＲ防府駅へ向かう路線について１日３便、また小茅から中関、仁井令を經由しましてＪＲ防府駅へ向かう路線については、１日４便運行されておりました。

次に、西浦地区住民からの公共交通に関する要望につきましては、地区懇談会や移動市長室、路線バスに関する聞き取り調査におきまして、バス路線の変更を求める要望が出ているのが状況でございます。

また、議員が例として挙げておられますが、市営黄金通住宅から市中心部へのバス交通の現状につきましては、山口市小郡、秋穂方面とＪＲ防府駅を結ぶ路線が旧国道２号を運行しておりまして、最寄りのバス停留所まで約１．２キロメートルの距離で、運行回数は１日１３便となっております。

西浦地区から市中心部への新たな交通サービスの導入につきましては、先ほども申し上げましたが、防府市生活交通活性化計画（案）の策定目的にも掲げておりますように、まずは路線バスの活性化に取り組む中で、通院や買い物等の利便が少しでも高まるよう、路線の復活や再編、あるいはダイヤの設定や運行回数の変更などを検討してまいりますが、例えば私も、地区懇談会、移動市長室等でお話をお聞きする中で、必要性を感じておりますところの、西浦地区から病院、店舗が比較的集積している中関、新田地区を經由しＪＲ防府駅へとつながる路線などについて、バス事業者と協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、路線バスの活性化に当たっては、バスの利便性向上の取り組みのほか、地球温暖化防止など環境の観点や、高齢者等の交通事故の防止の観点などから、バスの利用促進に向けた取り組みや、バスを守り、育てる体制づくりの取り組みを進めてまいりたいと考え

ております。

生活交通の活性化に向けた取り組みは、市民の皆様、交通事業者、行政をはじめ、関係する主体がそれぞれの役割を担いながら、一体となって進めていく必要がございますので、皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

続いて、地域の景気浮揚についての御質問にお答えいたします。

まず、住宅リフォーム助成制度についてのお尋ねでございますが、議員御指摘のとおり、市民の皆様が住宅のリフォームを行うことは、市民の居住環境の向上等につながるだけではなく、中小企業の景気対策や雇用の創出に対しても波及効果があるものと認識いたしております。

現在、本市では、介護を必要とされる方に対する住宅改修費の支給と、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るための木造住宅耐震化促進事業補助金で助成を行っておりますが、全世帯を対象とした住宅リフォーム助成制度はございません。

県内においても、全世帯を対象とした住宅リフォーム助成制度を実施している自治体はございませんが、全国的には既にこの助成制度を導入している自治体もあることは承知いたしておりますが、この助成制度を実施するに当たりましては、補助対象要件等の内容、既存の補助金制度との整合性、また市中金融機関の住宅改修融資制度もありますことから、費用対効果なども含めまして、引き続き調査するとともに、県内他市の動向を注視しながら検討してまいりたいと存じます。

次に、小規模工事等希望者登録制度についての御質問にお答えいたします。

小規模修繕契約希望業種登録制度につきましては、平成17年6月より、市が発注する小規模な市の施設における修繕で、1件の予定価格が30万円未満のものについて、市内に本社・本店を有している方で、本市の建設工事入札参加資格を有している業者を対象とした登録制度がございます。施設の修繕に必要な大工、左官、電気、管工事など11業種について、小規模修繕の受注を希望される方の申請受付を随時行っておりまして、現在のところ、138の業者の方が登録されておられます。

本市の現行制度でございますが、たとえ簡易な修繕工事でありまして、公共施設の修繕でございますので、業者の信頼性、安全な施工、品質の確保が最も重要であると考えておりまして、建設業法に基づく建設業の許可、経営事項審査を受けた建設工事登録業者の中から選定することが望ましいと考えて、制度化しているところであります。

小規模修繕の発注件数につきましては、排水機場のポンプ修繕など専門的なものを除きますと、平成19年度で約1,600件の修繕工事を発注しております。そのうち、市営住宅に関する修繕が約500件、学校関係が約300件の発注件数でございます。

入札参加資格のない小さな業者でも受注できる制度の導入状況につきましては、県内では岩国市さんが導入されており、全国では300を超える自治体が導入しておられます。

御提案の件につきましては、今後、県及び他市の状況等も調査研究してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、健康福祉部長より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） まず、バス交通について再質問させていただきます。

最初に、その中でぶらっとバスの復活ですね。今、御答弁にもありましたが、これについて市が行ったアンケートでは、やはり60歳代以上の方が大半を占めておって、しかも、それが定期的に利用しておったということがアンケートから出ておりますね。ということは、言葉をかえて言えば、みずから自家用車を運転しない人たち、この人たちの足になっていた。しかも、それも日常の生活に必要な足となっていた。買い物とか、市役所に行くとか、通院とか、そういうことに使われていたということですから、これはやはり市の中心部であっても、いわば交通弱者といえますか、余り私はこの言葉は好きではありませんが、そういうみずから自家用車を運転しない人たちにとっての大変重要な足になっていたということは、もうこのアンケートからもわかると思うんですね。

当初、国の補助があったからやったわけですけど、しかし、これはやはりこれからどんどん、今、郊外に家を持っておられたお年寄りの方々がだんだんと不便になってきて、通院とか買い物に不便になったので、だんだん市の中心部のマンションを買い求められて、そちらへ移ってくるという状況が、今、大変多くなっていますね。いわゆる高齢者が市の中心部に住むようになっていくということが言えると思うんです、防府市においても。その点も考えて、これはぜひ、そういう人たちに向けてもやっぱり中心部の循環バスというのは必要ではないか。

今、御答弁にありましたが、年間1,100万円の経費がかかるということでありましてけれども、これは単に交通対策というだけではなくて、まちづくり、市の中心部を本当に活性化していく、高齢者の方々も市の中心部に集まってくる、まちなかのにぎわいというものをつくるという意味でも、私は重要な施策だと思うんですが、そういう点について改めてどう考えられるか、お伺いしたいと思います。担当部長、お願いします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 議員さん御提案の、市内のいわゆる中心部の循環バスという御質問でございますが、おっしゃいますように、ある一面、空白という言葉が適切かどうかわかりませんが、場所によっては、ちょっと停留所までといいますか、バス停まで時

間のかかるといいますか、距離のあるところもございませし、ルートの通ってないというところもあるかと思ひます。

ただ、このいわゆる循環バスというのは、ちょっと今から大きな決断が要ると思ひますけど、そういったことを考へていくのであれば、周辺との整合性も含めた中で全体的に考へていかなければ、いわゆる公平性の面から見ても、なかなか難しいのではないかということもありますから、これは慎重に検討したいというふうに考へております。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 市の交通対策についてのいろんな答申やら計画を見ますとね、既存の交通事業者、これの路線を維持するということがまず一番力点が置かれています。これは確かに大切なことではあります。しかし、同時に、いつまでも既存の路線を何とか維持しようということだけにこだわっていたのでは、木を見て森を見ないというか、市全体の交通ネットワークというか、そういうものを構成する上でね、私はおくれをとってくると思ひます。時代がどんどん変化していますから。

そういう意味でもね、既存の路線を維持するということも大事ですけれども、それとあわせてね、こういう新しいものを、もちろん、乗り継ぎとか、接続とか、いろんな整合性を図っていかなければなりませんけど、それを構築していくことがね、もはや時代の要請だと思ひますね。ぜひ、それをやっていただきたい。

しかも、今、提案しているものは、大型バスではなくて、本当に経費を可能な限り削減できるように小型のもので、しかも、その運行についてもいろいろ委託をするとか、経費を最大限に節減できる形で実現していけると思ひますので、ぜひ、その点どうにかならないかということで、早急に結論は出せないが、調査・研究するという市長の御答弁でもありましたが、その点どうでしょうかね、もう一度お願いします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 壇上でちょっと申し上げましたけれども、確かに利便性があつたということは私も認めておりますし、そのことがさらなる観光の振興にも、商業の活性化にもつながることも十分考えられるのではないかというふうに、私は今も思っております。

が、この制度がなくなって、17年、18年、19年、20年と、もう4年が経過いたしております。丸々4年が経過しますと、それにかわるものとして、タクシーの方々がいろいろ知恵を絞られたりとか、いろんなことで、別な要求をされる方の需要を満たすために、知恵を絞ったり、工夫を凝らしたりしておられるのも事実だろうと、こんなふうにも感じるわけでございませし。

それで、仮に1,100万円、1,200万円かかったとして、3万人の方が利用されるのであるならば、単純計算ですけど、400円いただければ、それだけのお金は出るわけですね。でも、400円は無理だとして、じゃ200円ほどいただけるような形で3万人の方が乗ってくださるかどうかなどということの調査とか、あるいは、そうなった場合には、残りの600万円ほどを、広告収入とか、あるいは駐車場のところでの広告とか、あるいは何々商店前というふうに言ってもらえることによつての広告とか、いろんな広告の収入の確保も考えられないことはないというふうにも私は思うわけでありまして、したがって、ちょっと調査と研究の時間を与えていただきたいと、こういう意味で私は申し上げたわけでございます。よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 今の市長の御答弁で、前向きに取り組んでいくというふうに私は受け取らせていただきましたので、ぜひ、その方向で早く結論を出していただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

それから、この問題では、西浦地区の交通空白地区の問題です。今、市長から御答弁ありましたように、反対に中関方面に出るような路線も考えの一つにあるということでしたが、これも一つの方法だと思ひます。

いずれにしろ、今、特に私が申し上げた黄金通周辺の住民の方々の間で、非常に、前からバス路線についての要望が強いので、地域で一度この問題について話し合いを持ちたいというようなお話も伺っています。ですから、ぜひ、市のほうもそこへ積極的に出向いていただいて、私も、この市の報告にありますように、この問題というのは行政だけでもできませんし、事業者だけでもできませんし、市民だけでもできない、三者が一体になってやらないといけない できないということはわかりますので、そういう意味で、住民がそういう集まりを持って、何とかいい方策はないものかというふうに相談した場合、市としてもぜひ積極的にそれに入っていただいて、いい方向を出すように、特にこの黄金通周辺には早急をお願いしたいということを要望しておきまして、時間がありませんので、この問題については、これで終わりたいと思ひます。

それから、次に地域の景気浮揚対策であります。

まず、その中でも住宅リフォームの問題ですが、防府市も今、障害者住宅とか、そういうものについてはやっているわけですけど、一般住宅についてはやってないということでもあります。

実は、私も今、家を建てて10数年たちまして、かなり傷んでまいりまして、補修しなければいけないんですが、これ聞きますとね、相当お金がかかるということで、どうした

もんやらと頭を悩ましている昨今であります。

同様な人たち、結構多いと思うんですね。今の住宅、10年もたちますとね、結構傷んでまいります。これの補修、リフォーム、かなり、聞いてみますと、たくさんの方々がやっぱり悩んでおられますね。そういう人たち、結構潜在的には多いと思います、潜在的なそういう需要はですね。これをやはりその動機づけを与えてあげると。金額的には、そんなに大した額ではないと思います、助成するにしてもですね。だけど、市がやっぱり建てかえるについて少しでも補助してくれるというのが、そういう建てかえるマインドを刺激して、やっぱりリフォームの需要が増えると思うんです。

と同時に、先ほど壇上でも言いましたように、たとえ金額は小さくても、これの工事をやりたい、あるいは、やる業者の方々、これは大工さん以外にもたくさん業者があります。住宅は大変すそ野が広がりますから、関連業者がいっぱいあります。電気もありますし、配管もありますし。そういう点で、そういう潜在需要を掘り起こしながら、市内のそういう中小零細業者の皆さんへの仕事をつくっていく。これが、壇上でも言いましたように、かなり20倍ぐらいの大きな、例えば20万円助成すれば400万円ぐらいの波及効果があるということを言っています。

そういう意味では、市の経済を支えているのは、大企業もしかりですけど、一番の足を支えているのは中小業者の皆さんですよ。この方たちが元気にならないと、防府市は元気にならない。そういう意味でも、ぜひ、これは何とか考えられないものか。

山口県では、残念ながら一つもないんですよ。近隣の鳥取、島根、広島、岡山、これはみんなこういう制度をつくっているところがあります。やり方はさまざまですよ。金利を負担したり、あるいは10%を補助する、5%を補助する、限度額もいろいろ設定しています。これはそれぞれ工夫されればいいんですが、ぜひ、これは県内でもトップを切って防府市でやっていただけないものかどうか、この点について改めてお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今、木村議員の御質問で、県内でトップを切ってもやっていたかないかということでございますが、先ほどの議員の質問の中にもあったと思いますが、16年の6月議会で木村議員の質問がされております。その中でも、いわゆる経済効果というようなことで20倍ものものがあるというようなことで、私どもも調査・研究なりを実は進めてまいりました。今、言われたとおりでございます。うちの市として、今、補助対象の関係について、例えば補助要件、予算額、交付金額、交付件数、それと、問題となりますが、助成制度を運営していく中で問題点等について調査をいたしました。

その調査結果から、実は補助率、それと限度額につままして、実は補助率が大体5%から10%で、限度額が10万円としている自治体が多くございました。予算額につまましては、自治体における世帯数、それと助成制度に対する自治体の考え方等ございまして、平均で約1,000万円という調査結果も出ております。

それと、助成制度の申請につまましては、他市のほとんどが募集期間を定めて、それで補助金の交付申請を行っておりますが、その執行額につまましては、先ほど1,000万円という数字を申しましたが、当初予算額の範囲内、また希望が多い場合には可能な限り補正で対応していると、そのような自治体もございました。

それと、議員の質問の中にあつたと思いますが、いわゆる零細業者への工事をお願いするというようなことで、補助金ということになるとと思いますが、ほとんど、調査した中では、この住宅リフォーム助成制度は市内の中小企業者というふうにしておられました。

それと、あと補助金の実施期間は、大体1年または3年が多くありました。その都度、費用対効果を検証し、また実施期間の延長も行っておられたというのが今までの調査結果でございます。

したがって、今、防府市として、どういうふう to 今後取り組んでいくのかということになろうと思いますが、もうしばらく、私どもとしても、住宅の耐震並びに介護のほうの、今、補助金制度等もございまして、そちら等もよく調査しながら、また研究しながら、これについて検討を加えてまいりたいというふう to 考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） ぜひ、積極的な面については評価、認識されているというふう to 受け取りましたので、ぜひ早目にこれは……、1,000万円程度の 程度と言つては悪いですが、1,000万円程度の原資があれば何とかできるわけですから、ぜひ、調査・研究だけでなく、実施する方向で検討していただきたいということを要望しておきたいと思つます。

それから、この景気浮揚策の2番目の小規模工事の希望者登録制度です。

ちょっとお尋ねしますが、今は入札参加資格を取つてない業者でない to だめだということになっていますけど、この入札参加資格を取るための費用というのは大体どのぐらいかかるかをお答え願つたいと思つます。

議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） 入札参加資格を得るための経費、必要な経費ということにございまして、建設業の許可を取る、新規にございまして、これに9万円、それから

経営事項審査、これの手数料として1業種2万4,500円、その他、用紙代として500円と、それから防府市に登録するに当たりまして、固有の添付書類の証明手数料として、経費として280円程度は必要になるかと思えます。

以上でございます。

9番(木村 一彦君) あれがよく聞こえなかった。最初の建築業許可申請ですか。9万円。

入札検査室長(安田 節夫君) 建設業の許可の登録が9万円でございます。全体で合わせて約11万5,000円程度、必要になるかと思えます。

議長(行重 延昭君) 9番、木村議員。

9番(木村 一彦君) 自分で全部やれば11万5,000円で済むんですけど、大体、業者の方々は行政書士とか、そういうところに頼まれるんですよ。自分でなかなかできないんです。そうすると、大体30万円近くやっぱり総計でかかりますね。だから、そういう意味ではね、なかなか、仕事がないんで悩んでおられる零細業者の皆さんにとっては、大変な負担なんです。

しかも、入札参加資格を持っている大手の方々が結構、今、仕事がありませんから、こういう小さい仕事でもとる。とるけれどですよ、実際に大手の方が仕事はしないんです。やっぱり下請、孫請の業者さんにやらすわけです、実際の仕事はね。窓枠を取りかえてくれとか、ドアを取りかえてくれとかいうような話はですね。だから、実際仕事をしているのは、こういう中小零細の、あるいは一人親方の大工さんたちがやっているんです。その人たちが自分で受けてできるようにしてほしいというだけの話なんです。

さっきも壇上で言いましたようにね、例えば山口市なんかはもう、各課に言うてくれれば、登録してくれれば、必要があれば、工事ができたらね、発注しますよということを行っているんですね。だから、業者の皆さんに、各課に問い合わせしてくれというふうに言っています。

昔は、各課とも現課が随契で全部やっていたんですよ、こういう工事は、でしょう。だから、それを今さら入札参加資格を持った業者でないとだめだというようなことではなしに、やっぱり現課が適宜判断して、企業の信用といたって、もう長いことつき合っていれば、大きな100万都市ではないんですから、大体どこの業者がどういう仕事をするというのはわかっているわけですから、現課はわかっているわけですから、ぜひ、そういう意味で、これをもう一度検討し直してもらいたいということを要望して、時間がありませんので、この問題については、これで終わりたいと思えます。

議長(行重 延昭君) 次は福祉医療費助成制度について、健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 福祉医療費助成制度についての御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、この制度につきましては、県の単独事業として、対象者に係る医療費の窓口負担分を、現制度では県と市が折半して負担しております。県におかれては、厳しい財政状況が続く中、今後も高齢化の進行や母子家庭の増に伴う対象者の増加等により、財政負担の増大が見込まれることから、この福祉医療制度を次世代につなげていくため、やむなく対象者に自己負担を求めるという苦渋の決断を選択されたと聞いております。

県の改訂案が決定されましたら、対象者には一定の自己負担をお願いすることになり、その負担分を市が独自に助成してはどうかとのお尋ねでございますが、対象者の負担増をすべて市が負担することとした場合、現状と比べ、重度障害者、母子、乳幼児を合わせまして、年間4,000万円程度の市の追加負担が生ずる見込みでございます。

山口県と同様、本市も財政的には厳しい状況がございますので、この福祉医療制度を恒久的に維持していくためにも、対象者には新たな御負担をお願いすることにはなりますが、御理解を賜りたいと存じます。

現時点では、見直しが確定されたものではございませんが、見直しがされた場合、対象者には御負担をおかけすることとなり、市といたしましても、まことに心苦しく思っているところでありますが、県の動向も注視しながら、私としても、できるだけ現行制度が維持されるよう願っているところでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） これは、まず県がこういうことをしないようにしてもらおうことが一番で、市としても、県が削減しないように要望していくことが大事だと思いますが、そのことを前提にして、しかし、とは言いつつ、私が聞いたところでは、ほぼ執行部案がこの13日の最終本会議では可決されるであろうと、100%可決されるであろうという見通しが出ておりますので、それが可決されるということを前提に、やっぱり市民をどう救っていくのかということを考えてほしいと思うんです。

例えば、この制度について多くの方が反対しております。山口県腎友会理事長の吉村隆さんという方 腎友会というのは腎臓、人工透析をやる人たちですね、これは定期的に週に3日ぐらいは行かなければいけないわけで、この方たちがどういうあれになっているかというのと、どういうことを言っておられるかというのと、「透析患者は2日に一度、治療に行かなくては生きていけないのですから、これ以上の負担は死ねというのと同じこと。財政を理由に改悪されてはたまりません」。こういう人工透析の方々にとっては、死活問

題なんですね。それは1レセプト1,000円、入院は2,000円ですから、大変な額になっていくわけです。

それから、例えば山口県身体障害者団体連合会の会長さん、番屋さんという方ですが、「重度障害者は、生活保護費にも満たない障害基礎年金のみで生活に耐えており、制度の改悪は生活保障の一つを奪うことになる」。これもまた死活問題というふうになっているわけです。

そういう意味では、これは本当に大変な問題でありまして、ぜひともこれはね……、かといって、今まで山口県はよくやってきたんですよ。全国でもまれな単独でのこういう制度をつくってきたわけで、その点は大変県民も感謝しているわけですがけれど。しかし、今さらこれを、負担を導入するということになると、こういうような大きな問題が起こってくるということでもあります。ぜひ、これは何としても、4,000万円というのは少ない額ではありません、大変な額であります、何とかできないものかと思うわけでもあります。

そこで、お尋ねですけど、今、この無料化制度の適用を受けている対象者数は大体どのぐらいおられるか、教えていただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 対象の障害者の方が3,343人、それと乳幼児4,675人、母子世帯が1,921人というふうな数字になっております。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 合計しますと、9,000人前後ですね。だから、これは一部の特殊な人たちとは言えません。かなり市民の中の大きな部分を占めています。だから、影響を受ける人は大変多いということですね、逆に言えば、そういう点でもね、これは何とかできないか。

そこで、市長さんにちょっとお尋ねしますが、この問題については、山口市が早々と市独自で肩がわりすると、こういうふうに言明しました。山口市長さん 私は、よその市長さんのことですから、云々する立場にありませんし、私は必ずしも政策を評価するわけでもありませんけれども、しかし、この問題に限って言えば、山口市長はこういうふうに言っていますね。「単に福祉サイドからだけでなく、経済悪化で市民にこれ以上の負担はかけられない」。まちづくりというか、そういう観点からも、これはもう認められないと、放置できないということで、早々と肩がわりするということを表明されたわけですね。

周南市も、まだ公には明らかになっていませんけど、周南市も肩がわりするというふうに言われております。そのほか、岩国市とか、市独自でこれをやるというふうに決めておられます。

市長は、施政方針演説でも言われましたし、いろんな場で言われております。私もそれには賛成なのですが、つまり、合併した市に負けられないような存在感のあるまちづくりをしていくということを常に言われております。そういう意味では、山口市や周南市、合併したところですけど、これがそういうことをやるというのですからね、ぜひやっぱり、防府市民も、山口市民や周南市民よりは不利益をこうむるといようなことがないようにしていただきたい。平たく言えば、山口市や周南市に負けてほしくない、負けたくないという福祉の面で、というように思うのですが、市長のお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 実は、部長がああいう答弁をいたしました、かなりの時間を使いまして、るる、種々検討を実はいたしました。本当に、県のこのたびのああいう対応というのは、率直に申し上げて、困ったなあ、困ったことだと、こう思わざるを得ないわけなんです。県議会でも、いろいろな議論がなされている最中でございますけれども。

だからといって、それでは、市が今急にここでという形を踏み込んでいけることと、いけないことと、それぞれ都市によっては、山口市さんができないことでも防府市はできていることもあるわけだし、（発言する者あり）いやいや、政策的にですね、政策的に、ないことはないと思いますよ。そういうところなど、地域性というものとかいろんなこと、あるいはそのほかの原因も、そのほかの理由も、仄聞するところ、あるわけでもありますし、いろいろなことなどを考えていけば、防府は防府の考え方、ここは示していかななくてはならないのではないかと、こんな結論に達したわけでございます。御理解をいただけたらなと思っております。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 山口市や周南市がやっているのに、防府市ができないということは、私は非常に残念だと思いますが、この問題については、一過性の問題ではありません。これからずっと続きますので、ぜひ、おくれてもいいですから、何とか市民の負担を軽減するように今後検討していただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、9番、木村議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、18番、青木議員。

〔18番 青木 明夫君 登壇〕（拍手）

18番（青木 明夫君） 民主・連合の会、青木でございます。去年11月に議席をいただきまして、きょう初めての一般質問をさせていただきます。国も地方も、今まさに変

革のときを迎えております。この状況の中で議席をいただけたことに、心より感謝を申し上げる次第でございます。議員として3カ月余りが経過いたしました。余りにも知らないことが数多くあり、一生懸命勉強しなければならないと、改めて肝に銘じているところでございます。初めてということで、いささか緊張しておりますが、精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初の質問ですが、定額給付金についてお尋ねいたします。

約2兆円に上る定額給付金は、自治事務と位置づけられておりますが、政府・与党のばらまき以外の何ものでもないと思っております。この定額給付金は、景気対策としても、生活支援策としても、効果がほとんど期待できないのではないかとも言われております。経済効果については、政府でさえ、GDPの約0.4%に当たる2兆円を投じるにもかかわらず、実質GDPの個人消費、0.1%から0.15%程度の押し上げ効果しかないことを認めているわけでございます。生活支援という面から見ましても、1回限りの定額給付金1万2,000円では、生活弱者の方々にとってはまさに不十分だと思っております。

ただ、ここで財源法案も、先日、国会で承認されました。承認に伴い実務が始まります。実務については、各自治体へ丸投げということでございますが、定額給付金が承認され、実施される以上、ぜひ、きめ細やかな防府市としての対応を期待しております。

この定額給付金は、先ほど申し上げましたように、生活困窮者支援を目的の一つに上げておりますが、解雇で住まいを失った非正規社員やホームレスの方、住民登録の困難な方、例えばDV ドメスティック・バイオレンスの方、いわゆる住居喪失者の方々、そして住民票と現住所の違う方、例えば年度をまたげるということで、学生の就職・就学、あるいは会社員の転勤、このような方々に対してどのような配布方法をされるのか、お伺いをいたします。

また、配布時期はいつごろになるのか、タイムスケジュールもあわせてお伺いをいたします。

新聞報道では、住居喪失者への定額給付金は、市町村の9割が対策なし、住民登録の困難な人に対する通知方法を検討していないということでございます。防府市もこの9割に含まれるのかどうかわかりませんが、当市では簡易書留による通知と聞いておりますが、お隣の大分県国東市では、住民登録のない人に対しても指定地区全戸に郵便物が届くタウンメールを使うそうでございます。国からは、住居喪失者への通知義務は定めておらず、通知方法も示さないということでございますが、ぜひ、当防府市はぬくもりのある対応をお願いいたします。

この定額給付金とは直接関係ありませんが、景気対策として、定額給付金の配布時期に合わせて、防府商工会議所の主導で1億8,000万円の商品券を発行します。山口市では、聞くところによれば、5億5,000万円と聞いておりますが、防府市の1億8,000万円の1割のプレミアム部分、1,800万円を防府市が負担するようになりました。防府市の景気浮揚効果を考えるのであれば、地元の商店会、地元の飲食店での利用が必要だと思いますが、市がこの1,800万円に対してどのようなイニシアチブをとっていかれるのか、どのような対策があるのかをお伺いいたします。

テナントで出店している防府市在住のお店は別として、大型ショッピングセンター、大型家電店、チェーン店等、本社が他の自治体ということであれば、防府市の景気浮揚効果にはなかなかつながらないように思いますが、いかがでございましょうか。

一般市民の寄附行為についてお伺いいたします。

私自身は、議員ということで、寄附行為は禁止されておりますが、例えば一般市民の寄附先として、社会福祉協議会とか、NPO法人向けとして市民活動支援センター等への寄附は考えられないのでしょうか。

配布についても、すべて銀行振込だと聞いておりますが、市の窓口で直接受け取りに来ていただいて、御希望のあて先へわずかでも寄附をしていただくような窓口現金受領方式の選択ということは考えられないかをお伺いをいたします。

続きまして、特定健診、特定保健指導についてお尋ねいたします。

平成20年4月よりスタートいたしました特定健診、特定保健指導ですが、健診を受けて、返事が届くのが遅いという市民の苦情を耳にいたします。健診結果を有効利用するには、できるだけ早くその結果を受け取ることが大事だと思います。現在、どの程度の日数が必要なのか、お伺いいたします。

また、健診医療データがどのような伝達方法になっているのか、あわせてお伺いをいたします。

窓口サービスについてお伺いします。

市民から時間のかかることへの苦情が直接窓口にも伝わってきていると思いますが、どのような対応をしているのかをお伺いをいたします。

事前に健診結果が出るまでに長時間かかることを本人へ告知することは可能かどうか、また、健診を受けた医療機関や医師に直接本人より健診結果を問い合わせることも可能であるというようなことを、窓口で市民サービスとしてできないかどうか、お伺いをいたします。

申し添えておきますが、先日、あるドクターにお伺いしましたところ、健診結果をお知

らせするのに、費用はかかりません、お金は取らないということでございました。また、健診結果を早く直接本人に知らせてあげることが早期の対応にもつながるのではないかと、この御返事をいただいております。ちょっと一言申し添えさせていただきました。

特定健診が6月から11月の間になっておりますが、なぜこの半年間だけなのか、お伺いをいたします。

現在、防府市でも健診率がかなり低くなっており、去年の4月よりスタートした特定健診の健診率も悪いと聞いております。保健事業につきましては、「みずからの健康はみずからで守る」という自己管理意識の高揚を図っていかなければなりません、生活習慣病のための特定健診、生活習慣の改善のための特定保健指導、受診を推進しなければなりません、どのような推進方法を考えていらっしゃるのかをお伺いをいたします。

最後に、県立総合医療センターの独立行政法人化についてお尋ねいたします。

総合医療センターは、周産期医療、僻地・災害医療、高度専門特殊医療など、民間病院が担うことが困難な提供等、いわゆる3次医療機関としての役割を果たしていただいております。

今、開催されております県議会の3月定例議会の議案に、県立病院の独立行政法人化を平成23年4月より開始するという議案が上程されております。県立総合医療センターの患者数の70%が防府市民であり、まさに防府市民病院の感がありますが、独立行政法人化について、防府市としての対応をお伺いをいたします。

防府市民の安心できる医療体制についてお伺いをいたします。

総合医療センターが高度専門特殊医療など3次医療に特化するのではないかと、病院経営からの面で、黒字化を図るためにすべてを受け入れるのではないかと、さまざまな状況が今考えられるわけでございます。防府市内、防府市近隣の民間病院の2次医療機関、1次医療機関の現状もあわせてお伺いをいたします。

以上、壇上での質問を終わらせていただきます。執行部におかれましては、誠意ある御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

議長（行重 延昭君） 18番、青木議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、定額給付金についての御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、国は、今回の定額給付金給付事業を、景気後退下での住民の不安に対処するため、市民への生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的として行うものとしており、本市は、この定額給付金が市民の生活支援となり、また本市経済の活性化に寄与するという考えから、国が定めた

定額給付金給付事業費補助金交付要綱に従いまして、2月1日の基準日に防府市の住民基本台帳及び外国人登録に記録・登録されている方を対象者として、定額給付金を給付することといたしております。

さて、1点目の御質問の、契約期限切れや解雇で住まいを失った非正規社員やホームレスの方、DV被害者の方、いわゆる住居喪失者の方、住民票と現住所の違う方などについて、いかに対応していくのかというお尋ねでございますが、まず、2月1日の基準日に本市に住民登録があった方で、契約期限切れや解雇により住まいを失われた非正規社員の方やホームレスの方には、本市が定額給付金を給付することとなりますので、そういった状況にある方は、直接市の担当窓口に来ていただいて、ぜひ御相談いただきたいと思います。

一方、2月1日の基準日に本市に住民登録がない、つまり防府市以外の他の市町村に住民票を置かれたままの状態に防府市に住んでおられる方については、本市から給付することができず、住民登録のある市町村からの給付となります。したがって、その場合は、住民票を置いている市町村に届け出られるか、あるいは御相談される必要がございます。

しかし、他市町村に住民票を置いたままに本市にお住まいの方が本市の定額給付金給付を望まれた場合は、市民課において、2月1日の基準日に防府市に住んでいたという所定の転入・転出の届け出をされれば、本市において給付が可能となります。

また、住民票がどこの市町村にあるかわからない場合でも、市のほうへ申し出ていただければ、聞き取りを行いまして、本籍地への照会など、通常、市民課で行っております住民登録の確認手続により対応いたします。

次に、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の方についてでございますが、これらの方につきましても、適切な住民登録をしていただいた上で、給付を受けていただくこととなります。この場合の住民登録は、平成16年に導入されました「DV被害者の方に関する住民基本台帳上の支援措置」によりまして、加害者に知られることなく、転入・転出の手続をすることができるようになっております。したがって、本市に住んでおられるDV被害者につきましても、このような支援措置の手続を行われた上で住民票の登録をしていただいておりますので、世帯主として定額給付金の申請・受給を行っていただけるものと考えております。

次に、住民票と現住所が異なる方についてでございますが、学生の就職・就学、会社員の転勤などで、住民票と現住所が違う場合がございますが、これらの事案のいかんにかかわらず、2月1日の基準日に本市に記録・登録があれば、本市が給付することとなりますので、申請書は、その方が記録・登録されている防府市の住所の世帯主あてに送付いたします。

また、2月1日の基準日に本市に記録・登録されていた方が基準日以降に他市町村に転出された場合でも、本市では、住民登録の異動届け出により、新しい住所を定めたという転入先市町村からの通知に記載された新しい住所地に申請書を送付したいと考えておりますので、転出先でも申請書を受け取ることが可能でございます。

これらの処理につきましては、他の市町村でも同様の措置をとると思っておりますので、この市町村に異動されても、2月1日の基準日に住民票、外国人登録に記録・登録されている市町村から申請書が送付され、給付を受けられることとなります。

万一、定額給付金の申請書が届かない場合は、基準日に記録・登録されている市町村へ問い合わせをいただくこととなりますが、お問い合わせ、御相談された場合につきましては、適切に市として対応してまいりたいと考えております。

次に、定額給付金の給付に係るタイムスケジュールでございますが、現在の予定では、3月末に申請書類を発送し、4月上旬から申請書受付を開始、受付後は直ちに事務処理に入りまして、口座振込を5月末までに完了することを目標にしております。

なお、申請書の受付処理期日を段階的に設定することにより、事務処理を短縮し、払込期日をできるだけ早めることを検討してまいりたいと思っております。

また、定額給付金の窓口現金渡しにつきましては、口座振込が原則となりますので、口座振込実行日以降の実施を考えております。

次に、議員御紹介のタウンメールについてでございますが、これはあて名を記載しない、配達地域指定の郵便でございますが、指定した地域の全戸に配られますが、本市では、世帯構成員や定額給付金額の記載等を入れた申請書を世帯主あてに送付することから、このタウンメールを利用することはできません。申請書を確実にお手元に届けることを第一に考え、さらに誤配送等を防ぐために簡易書留で送付いたしますので、御理解いただきたいと思います。

なお、定額給付金の給付につきましては、円滑に、また早期に市民の皆様に給付したいと考えておりますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の景気対策についての御質問にお答えいたします。

現在、市では、防府商工会議所と連携をとり、景気浮揚対策として支給される定額給付金の支給時期に合わせて、プレミアム付き市内共通商品券の販売をいたすこととしております。

御案内のとおり、このプレミアム付き市内共通商品券発行事業は、商工会議所が定額給付金の1割相当に当たる1億8,000万円分に1割のプレミアム分をつけた発行総額1億9,800万円の市内共通商品券を19万8,000枚販売するもので、そのプレミ

アム分に当たります1,800万円を市が補助するものでございます。その販売方法は、1,000円券が11枚の1万1,000円分を1セット1万円として販売し、計1万8,000セットを販売いたすものでございます。

さて、地元の商店、飲食店での利用が必要と思うが、市がどのようにイニシアチブをとっていくのか、どのような対策があるのかというお尋ねでございますが、今回の市内共通商品券の発行事業は、商工会議所が事業主体となり、それに市が支援していくこととしておりますが、効果的に事業を実施していくために、市と商工会議所が定期的に協議を重ねているところでございます。

例えば、その実施方法の一つとして、商品券の取り扱い店について、商工会議所会員以外にも対象を広げるとともに、換金手数料の負担もなくすことで、多くの地元の商店及び飲食店で商品券を利用していただけよう検討しているところでございます。

なお、地元商店街では、これに合わせて、記念セール、イベント、商店街独自のプレミアム企画を計画されておられるとお聞きしております。

さらに、市、商工会議所、商店街、関係団体等で組織する「まちづくり防府」の会議や商店街組合理事長会議において、飲食店等を含む地元商店での消費拡大につながるような、商業者みずからの工夫をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、大型店舗などの本社が他の自治体ということであれば、本市の景気浮揚効果にはつながらないのではないかとのお尋ねでございましたが、現在、経済環境が悪化している状況において、市民の皆様が支給された定額給付金でこの共通商品券を購入され利用していただくことは、たとえ大型店舗などでの消費でありましても、市内の消費の拡大につながることで、地域経済の活性化などの波及効果もあり、景気浮揚の一助となるものと考えております。

最後に、3点目の御質問の、社会福祉協議会や市民活動支援センターへの寄附についてお答えをいたします。

定額給付金の寄附についてでございますが、議員御指摘のように、市民の方が定額給付金を受け取らず、寄附の意思を示されることもあると思われませんが、この場合も、まずは給付金を受け取るための申請書を提出していただかないと、定額給付金の給付自体が行えないこととなりまして、給付を辞退されたこととなるわけでございます。したがって、そういった善意のあるお考えをお持ちの市民の方々には、定額給付金の申請書を出していただき、一たんは口座振込、あるいは窓口で給付金を受け取っていただいて、その上で、社会福祉協議会や市民活動支援センター等への寄附をお願いしたいと考えております。

なお、定額給付金を窓口において御希望のあて先へ寄附していただくような窓口現金受

領方式の御提案でございますが、給付金窓口の職員による寄附の受付あるいは案内業務は行うことが難しいと考えておりますので、何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

残余の御質問につきましては、生活環境部長、健康福祉部長より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 18番、青木議員。

18番（青木 明夫君） 先ほど、ホームレスだとか、いわゆる住居喪失者の方々、窓口へ申し出てくれというお話でございましたが、実際、ドメスティック・バイオレンスの方を含めて、そのような住居喪失者は何人くらいいらっしゃるのかを調べていらっしゃれば、お伺いいたします。

また、調査方法として、各自治体には民生委員さんもいらっしゃいますし、自治会長さんもいらっしゃいます。これらの方々に確認をされるような、確認の業務を考えていらっしゃるかどうかをあわせてお伺いいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えを申し上げます。

まず1点目の、いわゆるDVの被害者の方が何人いらっしゃるかどうか、あるいは住所を定めていらっしゃらない方が何人いらっしゃるかどうかということでございますが、基本的にはいわゆる住民登録のある方が今回の対象者でございますから、DVの被害者であっても、先ほど申しました手続をされておれば、そういった形で処理いたしますし、現実問題、手続がされていない方についても、先ほど言いましたように、窓口のほうで相談業務ができますので、そういった支給の方法をしたいと考えております。

なお、いわゆる住所を定めていらっしゃらない方、これにつきましては、現実問題、非常に私は難しいというふうに考えております。結構、他の市町村におかれましても、そういった住所を確認するということの作業から入ってまいりますから、その辺は、他の市町村との問い合わせの往復の中で、どこかに住所を定めていただくということが基本的には必要となりますので、そういった形で、もしその申請書が届かないということの事態になれば、どこかの市町村にお申し出をいただければ、それ以降の対応については、対応していくということになるかと思っております。

いずれにいたしましても、今現在、そのお申し出の人数が何名いるかということについては、把握はいたしておりません。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 18番、青木議員。

18番（青木 明夫君） ぜひ、ぬくもりのある対応をお願いをしたいと思います。

平成20年度防府市一般会計補正予算で定額給付金給付事務費補助金6,904万5,

000円、定額給付金給付事業費補助金18億3,372万4,000円、これが先般の議案第16号で承認されましたが、事務費補助金の内訳も示されておりますが、予算内ですべておさまるのかどうかをお伺いをいたします。

また、事業費補助金の内訳をお聞きいたします。2月1日が基準になります。出生届や死亡届、プラス・マイナスが生じると思いますが、そのあたりの対応をお伺いをいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） まず、お尋ねの事務費でございますが、総額で足りるのかということでございますが、この事務費につきましては、国の示しました基準に基づきまして、本市の必要と思われる金額を積算いたした金額でございます。しかしながら、実際には多少の出入りはあるかと思いますが、それは予算の範囲内で考えていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の給付の内訳でございますが、20年度の補正予算でお示しをいたしました金額につきましてはの内訳でございますが、2月1日基準日の対象者を11万9,597人というふうにいたしております。これで計算いたしまして、総額18億3,372万4,000円、これが給付金の額でございます。

内訳をちょっと申し上げますと、そのうちの65歳以上の方は2万8,908人、金額にいたしまして5億7,816万円というふうになっております。また、18歳以下の方につきましては、2万707人、4億1,414万円となっております。合計いたしまして、4万9,615の方が加算を受ける対象となりまして、合計で9億9,230万円というふうになっております。残りの一般の対象の方につきましては、6万9,982名の方で、8億3,978万4,000円というふうな金額となっております。

こういった金額でございますが、御質問のいわゆる多少の異動があるんじゃないかということでございますが、もちろん、出生なり、これは14日以内に届けるということでございますから、そういったことで、例えば1月の末に生まれた方でも、届け出ができてないという方もいらっしゃると思いますが、2月の16日までは届け出が可能でございますから、そういった異動、これはもちろん含んでおりまして、そういった異動をすべて余分として余分といえますか、枠外といたしまして、約110名の方をそういった異動等の対象ということで、今、一応我々のほうの事務方としては考えているところであります。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 18番、青木議員。

18番（青木 明夫君） 先ほど窓口へ申し出というお話がありました。そのような定

額給付金に対する相談窓口の設置、そして事務体制、広報等について、その辺のタイムスケジュールとあわせて、対応をお伺いいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） まず、相談体制ということですが、この給付金に対する特別な相談窓口というのは、今、設置をするということは考えておりませんが、今現在、市政なんでも相談課においては、すべてのことに対する相談業務には応じておりますし、先ほど例にありました、DV被害者の方については、社会福祉課の中にそういった相談員も設置いたしておりますので、もしそういった相談があるなら、それから以降、私ども、いわゆる定額給付金室に連絡があるうかと思えますから、直接お会いして、その対策を練っていききたいというふうには考えております。そういった対応をしていききたいということでもあります。

それから、体制ということですが、御存じのように3月1日付で定額給付金室を設置いたしました。場所につきましては、4号館の3階の会議室、ここで業務を行うということといたしております。

体制につきましては、今のところ専任1名、それから兼務辞令をかけましたのが9名ということで、都合、職員については10名体制で、一応今年度の対応については臨みたいというふうに考えております。そのほかにもいわゆるパートさんを雇用してお手伝いをいただくということで、いわゆる臨時職員等につきましては、合計で十四、五名ぐらいの方が必要ではないかということは今、想定をいたしているところでございますが、4月以降につきましては、その対応が現実的な執務に入りますので、専任もできれば今ちょっともう一人ぐらいつけたいなというふうな考えであります。

いずれにいたしましても、申請からいわゆる支給に対する期間はできるだけ短縮したいと、できるだけ早く支給したいというふうに基本的には考えておりますから、その体制で最大限努力をいたしまして、早く支給できるように考えていきたいというふうに考えております。

それから、いわゆる広報関係ですが、これは常にやっております市広報はもちろんのことですが、ホームページ等々、あるいは自治会を通じたパンフレット、こういったことも考えておりますし、横断幕等々も考えておりますから、その辺で対応していきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 18番、青木議員。

18番（青木 明夫君） 寄附行為について先ほどお伺いいたしましたけれど、現実に

私、防府市民の方から電話をいただきました。内容は、「パチンコだと1万2,000円は40分じゃあね、何か役に立つことはないんかいね、考えてよ」というような内容の電話を实际いただきました。ぜひそういうような、わずかでも御寄附がいただけるようなものがあれば、御考慮いただきたいというふうに思います。

また、これも新聞紙上ですが、年度内配付を行う市町村が22.2%あるそうでございます。4月中に配付を終えるところが約30%、半分以上が4月中に済まずというような計画を立てているようでございます。

国は、国民全員に届けると明示しております。できるだけ早く防府市在住者全員に届けたいと思うわけですが、ただ、この定額給付金は総理の発言にもありましたけれど、さもしい方々、要するに高額所得者の方々には恐らく1名の落ちこぼれもなく届く給付金じゃないかなと思いますが、本当に生活弱者、この定額給付金を必要とされる方々には、何か手落ちがあるような気がしてならないわけでございます。ぜひ防府市として、ぬくもりのある、きめ細やかな対応を要望いたしまして、この質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、特定健診について。生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） それでは、特定健診についてお答えいたします。

特定健康診査、いわゆる特定健診及び特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病予防の徹底のために、40歳から74歳までの方を対象として、平成20年度から保険者に義務づけられた制度でございます。

本市におきましても、国民健康保険の保険者といたしまして、平成20年6月から同年11月まで特定健診を実施いたしました。その特定健診は、健診結果により情報提供、動機付け支援及び積極的支援に分けられるところでございます。そのうち、特定保健指導の対象者は、動機付け支援と積極的支援に判定された方で、医師、保健師及び管理栄養士などが対象者の健診結果や日ごろの生活習慣に合わせて、生活習慣病予防支援を行います。

健診データを受診者に送付する流れといたしましては、特定健診及び特定保健指導に関する記録は、高齢者の医療の確保に関する法律第22条及び第25条で、厚生労働省令で定めるところにより、電子的方式で作成し、保存することになっているため、健診機関は一月分の健診結果を紙媒体で20日までに防府医師会に提出し、防府医師会はそれを代行入力業者で電子データ化した後に、翌月5日までに山口県国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連合会に提出することになっております。

国保連合会では、国民健康保険中央会が開発しました特定健診等データ管理システムにより、健診機関から提出されたデータをもとに、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数や喫煙歴などにより、リスクの高さや年齢に応じ、特定保健指導を行うための対象者の選定

を行います。これを階層化と言いますが、これは基準に従って自動的に決定されるものでございます。

その後、国保連合会は、特定健診受診結果通知表及び特定保健指導利用券をデータ受領した月の翌日15日までに各保険者に届け、各保険者はそれを受診者に送付しております。したがって、受診者に受診結果通知表が届けられるのが、受診後2カ月から3カ月の日数を要しているのが現状でございます。

議員御質問のスピード化についてでございますが、受診者からの要望もございまして、本市から国保連合会に強く要請しておりますが、国民健康保険中央会で設定しております全国統一の事務処理スケジュールなどの事情もありまして、現行のシステムではこれ以上のスピード化は困難と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、窓口のサービス化についてお答えいたします。

御質問の健診結果が出るまでに要する時間を告知することは、可能かどうかということでございますが、特定健診受診券送付時に同封しております特定健診のお知らせに、健診結果の通知は約2カ月後に市からお送りしますと記載し、周知を図っております。また、健診結果につきましては、血液検査などの数値がわかった段階で、ほとんどの健診機関にて受診者に無料で教えていただいておりますので、このことを今後広くPRしてまいりたいと存じます。

次に、特定健診の通年化についてお答えいたします。

本市の特定健診につきましては、平成20年3月に策定いたしました特定健診等実施計画に基づき実施しております。同計画で特定健診の実施時期は6月から11月とし、特定保健指導は通年実施としております。また、特定健診を6月から始めることとしておりますのは、平成19年度まで実施しておりました基本健康診査と同一の期間に実施することにより、健診機関の受入態勢の維持と被保険者の混乱を招かないため、及び特定健診開始までの受診券の準備、発送などに時間を要するためでございます。さらに、特定健診を11月までとしておりますのは、特定健診後に始まり特定保健指導を考慮してのことでございますので、御理解いただきたいと思います。

また、特定健診と特定保健指導の受診の推進でございますが、市広報、ホームページ、こくほだより等の広報以外に国保の被保険者がいらっしゃる各団体でPRをさせていただき、また企業・事務所等にも伺って受診を推進してまいる所存でございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 18番、青木議員。

18番（青木 明夫君） ありがとうございます。半年間だけに限られているということ、今わかりましたが、健診結果のデータがおくれる要因の一つではないかとも考えられますが、いま一度通年化の可能性というものはあるのかどうか、お伺いいたします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 特定健診の今お話がございました通年化の可能性についてでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、大変難しいということでございます。特定健診を年度当初から実施するに当たりましては、前年度に対象者リストを設定することということが、まず必要になってまいります。しかしながら、4月1日前後には住民移動及び加入保険者の変更が大変多い状況でございますので、より正確に対象者を把握するためには、新年度になってから対象者リスト、受診券の作成及び発送することとなります。また、特定健診結果後に始まります特定保健指導を当該年度の実績として計上し評価を受けるためには、特定保健指導の最初の面接を年度内に完了しなければならないこともございます。先ほど申し上げましたけれども、受診機関からの特定健診結果データの送付や国保連合会によるデータ処理などの日数を勘案しますと、どうしても特定健診を11月中旬までに受診してもらう必要がございます。

したがって、特定健診の通年化の可能性につきましては、現状では大変難しいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 18番、青木議員。

18番（青木 明夫君） ありがとうございます。少し気になる防府市在住のドクターが寄せられた記事がありますので、書き出しの部分だけ紹介をさせていただきたいと思います。

特定健診、特定保健指導は、医療制度構造改革の柱の一つであり、その目的は医療費適正化であると、堂々と恥ずかしげもなく書いてある。国民の健康の増進が当初からの主目的ではないので、生い立ちからしてその正当性に疑念があり、その行く末が案じられる。次に、その方法についてであるが、運動不足や食生活に起因するメタボリック症候群に注目したのは、昨今の現状を考えると重要で正しいことではあろうが、健康を考える上ではあくまでもその一部分であり、すべてではない。このような書き出しの記事があったわけですが、少し感じさせられるものがありましたので紹介をいたしました。お金のかからない健康診断イコール医療費適正化、何かこんなものを感じたわけでございます。

ぜひ特定健診、特定保健指導の結果が届くのに、先ほど2カ月から3カ月時間を要するとお答えでしたけれど、ぜひスピードアップ、また窓口サービス、このような特定健診の

場を通しての各地でホームドクターの確立等を要望いたしまして、この質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次に、山口県総合医療センターの独立行政法人化について。健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 山口県立総合医療センターの地方独立行政法人化について、お答えいたします。

現在、県は山口県立総合医療センターを地方独立行政法人へ移行する県立病院改革プランを策定されています。これらは県の方針を示すものですが、県におかれましては、プラン策定後の21年度より23年4月を目途に法人に移行するための具体的な準備を進められると聞いております。

つきましては、市はこの方針に沿った検討がなされる過程で、市民の安心できる医療体制の確保という観点から、県へ要望する状況が生じた場合には、医師会など関係機関と連携し、積極的に対処してまいります。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 18番、青木議員。

18番（青木 明夫君） 先ほども申し上げましたけれど、現時点で防府市民が総合医療センターの患者数の7割を受け入れてもらっていますが、総合医療センターが先ほど申しましたけれど、高度専門特殊医療など、いわゆる3次医療に特化して、県内全域に視点を広げるようなことがあれば、もしこのことによって風邪だとか、いわゆる軽度な症状の診察拒否、診療拒否というようなことも考えられるわけでございます。防府市民の安心できる3次医療機関、2次医療機関、1次医療機関の医療体制の構築を要望しまして、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、18番、青木議員の質問を終わります。

ちょっと早いですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。次は、4番、河杉議員。

〔4番 河杉 憲二君 登壇〕

4番（河杉 憲二君） 六日会の河杉でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。執行部におかれましては、誠意ある御答弁、よろしく願いいたします。

それではまず最初は、自治基本条例の制定についてお伺いいたします。

平成12年に地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度が廃止されるなど、国と地方自治体の関係は、これまでの上下主従の関係から対等協力の関係へと大きく転換してまいりました。そのことにより地方自治体の権限が拡大し、本格的な地方分権時代となってまいりました。

その結果、地方自治体はさまざまな行政課題について独自に条例制定や政策決定を行うことが可能になり、その自主性や自立性が大幅に拡大されました。同時に、地方自治体独自の基本理念やルールが改めて問われるようになってまいりました。また、市民意識も変化し、住民の地域への関心の高まりや、NPO、ボランティアによる活動が活発になるなど、市民みずからがまちづくりに参加しようという意向が強まるとともに、協働に対する意識も高まってまいりました。

こうした地方を取り巻く環境や住民ニーズの変化に対応していくため、自治体の基本的なあり方を規定したのが自治基本条例であります。この自治基本条例は、基本的な枠組みとして、市民、団体、執行機関、議会などで権利と義務、そして役割について定義し、自治体運営の基本理念、仕組みを定める条例であります。

当然のことながら、市の他の条例は、この自治基本条例の内容に沿ったものでなければなりません。このように市の条例の中でも最高規範と位置づけられるべき性格を持つことから、自治基本条例は「自治体の憲法」とも称されています。

この条例を制定したのが、2001年4月に、北海道のニセコ町のまちづくり基本条例であります。その後、全国各地の自治体におきまして自治基本条例またはまちづくり基本条例が制定され、現在120以上の自治体が制定するに至っております。

防府市におきましては、平成18年、市民の参画と協働による市政推進の仕組みづくりを構築するために、一般公募10名を含む20名の委員からなる防府市市民参画懇話会が設置されました。協議の中において、自治基本条例の必要性を提言され、そしてこの懇話会において自治基本条例を協議することとなり、平成20年10月、防府市自治基本条例骨子案が提出されました。市民参画懇話会の委員の皆さんの御労苦に対しまして、敬意を表するところでございます。市当局はこれを受け、現在、条例制定に向けて準備されているところでございます。

そこで質問ですが、まず最初に、自治基本条例について市当局は基本的にどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

2点目として、策定過程において市民の方々の御意見を反映すべく、意見交換会等は行われたのか、お伺いいたします。

3点目として、現在、防府市が自治基本条例の策定に取り組んでいるということの市民

の認知度はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

4点目として、今後、制定が必要と考えられる個別条例はどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

最後に、今後、市民への普及活動はどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

続きまして、次期総合計画の策定についてお伺いいたします。

現在、市は第三次総合計画のもとに施策を推し進めております。御存じのように、総合計画は基本構想、基本計画、実行計画からなり、長期的な視点から市の将来に向けて発展すべき方向と目標を定め、そのための市政運営を総合的かつ計画的に推進するための基本となるもので、防府市の最上位計画となるものです。現在の第三次総合計画の計画期間は、平成13年度から平成22年度までの10年間で、余すところ残り2年となりました。23年度からは、新たな総合計画がスタートすることを考えれば、そろそろ次期総合計画の策定に着手していかなければならないと思います。

当然のことながら、現在策定中であります自治基本条例の理念に沿った総合計画でなければなりません。市といたしましても、次期総合計画の策定のための市民アンケート調査やまちづくり委員会を設置し、その委員のうち約10名を一般公募するなど、現在取りかかっておられます。

そこで、以下4点について質問いたします。

まず、策定に当たりどのような方針で取り組んでいかれるのか、基本的なお考え方をお伺いいたします。

2点目として、現在の第三次総合計画の総括及び行政評価はされているのか、お伺いいたします。

3点目として、策定に向けての組織体制はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

最後に、今後策定のスケジュールはどのようになっているのか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

議長（行重 延昭君） 4番、河杉議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の自治基本条例についての御質問でございますが、自治基本条例に対する確立された定義というものはございませんが、一般的には「自治体の憲法」と称されまして、自治体運営の全般に関して、その理念、原則、制度などを定める総合条例であり、最

高規範性を持つものと言われております。

自治基本条例の制定につきましては、その背景に地方分権改革という時代の大きな変化がございます。現在の自治体には、中央集権からの脱却や地方の自立、いわゆる自己決定・自己責任に基づいた自治体運営が強く求められております。

そのため、自治の主体であります市民、市議会、行政の役割や責務をはじめ、自治の基本理念や基本原則などを明記したまちづくりの基本となる条例の制定につきましては、現在、多くの自治体が取り組んできておりまして、全国で100を超える自治体において、既に条例化されております。

そこで本市における取り組みでございますが、第三次総合計画の推進方策の一つに、「市民参画の推進」を掲げており、そのための具体的な仕組みについて検討するため、平成18年10月に市議会議員の代表者や学識経験者、市民公募委員を含む計20人の委員で構成されました防府市市民参画懇話会を設置しまして、市民参画と協働のまちづくりを推進していくための仕組みづくりについて、検討・協議をお願いしたところでございます。

その協議の過程の中で、委員の皆様の中に、本市における自治基本条例の必要性についての認識が高まり、自治基本条例の骨子案についての提言書の提出に向け、2年間に計22回の全体会議と13回の小委員会において、熱心な御討議がされてきたものでございます。

こうした中、懇話会では昨年の9月6日に、自治基本条例の骨子案についての中間報告を兼ね、市民の皆様幅広く御意見を伺うための市民フォーラムを開催されました。私もパネラーとして、この市民フォーラムに参加させていただきましたが、基調講演でのお話や参加された市民の皆様貴重な御意見を伺うことができまして、本市における自治基本条例策定の必要性について、再認識をいたしたところでございます。

また、この市民フォーラムにおけるアンケートでは、本市における自治基本条例の必要性に賛同する御意見とともに、できるだけ多くの市民に対し、自治基本条例について周知すべきであるとの御意見がございました。

懇話会では、これまでの議論や市民フォーラムでのアンケートなどを参考にしまして、(仮称)防府市自治基本条例骨子に関する提言書を策定されまして、昨年の10月22日に提出していただきました。委員の皆様の2年間という長きにわたる御労苦に対し、改めて敬意を表するものでございます。

市では、この提言書の提出を受けまして、提言書に盛り込まれた内容などをしんしゃくしつつ、条例の素案と逐条解説を作成しまして、これをもとに市民の皆様御意見をいただくためのパブリックコメントを実施するとともに、庁内におきましては、管理職を対象

に、自治基本条例の内容や市民参画と協働に関する勉強会を開催し、意識の醸成に努めてまいったところでございます。

また、議員の皆様におかれましては、これまで自治基本条例についての認識の蓄積に努められてきたものと推察いたしておりますが、今後、勉強会などの機会を設けることによりまして、さらに御理解を深めていただきたいと存じております。

なお、自治基本条例について市民の皆様幅広く知っていただくため、これまで懇話会の経過をはじめ、条例の骨子案や条例の素案につきまして、市広報やホームページなどを通して、機会あるごとにお知らせしてまいりましたが、パブリックコメントの結果などを見る限り、まだまだ市民の皆様への認知度や関心度が十分ではないものと実感しております。

今後は、より多くの市民の皆様へ自治基本条例について御理解をいただくため、広報活動に一層努めるとともに、積極的に地域の集まりなどに出向き、市民参画への理解を深めていただけるよう努力してまいります。あわせて、市の職員を対象とした勉強会を継続して実施することによりまして、条例についての共通理解を深めてまいりたいと存じます。

また、自治基本条例の制定後は、既に制定しております住民投票条例などに加えまして、例えば市民参画の仕組みを明らかにするための市民参画条例や、広く市民の皆様への御意見をお聞きするための手続に関する条例といった個別条例の制定が必要ではないかと考えております。その際には、市民公募委員を含む検討委員会を設置しまして、市民の皆様への御意見を十分参考にしながら、こうした個別条例の制定について検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、次期総合計画の策定についての御質問にお答えいたします。

まず、策定方法の基本的な考え方についての御質問でございますが、議員御案内のとおり、総合計画はまちづくりの目標であります都市像を示し、それを実現するための基本的な施策を明らかにする計画でありまして、総合的・計画的に事業を進めていくための指針となるものでございます。

現在の第三次防府市総合計画は、平成12年度に策定され、その基本計画の前期の期間が平成13年度から平成17年度、後期の期間が平成18年度から平成22年度となっております。計画期間の終了まであと2年となっておりますことから、現在、新たな総合計画の策定に向けた取り組みを進めているところでございます。

策定に当たりましては、社会経済情勢や行財政状況の変化、市民の行政に対するニーズなどを的確に把握し、実現性と実効性を確保すること、政策の達成指標や数値目標を掲げまして、わかりやすくすること、国・県などの上位計画や市の個別の計画との整合を図ることなどに留意することはもちろんでございますが、市民と行政が一体となって計画づく

りをするのが何よりも重要であると考えております。

次に、第三次防府市総合計画の総括・行政評価についての御質問でございますが、まず平成21年1月に、これまでの第三次防府市総合計画の取り組みが市民の暮らしの中でどのように実感され、成果がどのように上がっているのかを把握するために、18歳以上の市民5,000人を対象にアンケート調査を実施いたしました。半数近い方から御回答をいただき、その単純集計の結果は先日、議員の皆様にもお配りをしたところでございますが、今後さらに詳しい分析をすることといたしております。

また、これから庁内の各課に対しまして、フォローアップ調査や施策検討調査等を行いまして、各事業を取り巻く現状と課題に関する状況の変化や課題、事業実績を把握するとともに、行政評価の視点から各事業の今後の目指すべき方向性やあるべき姿などを設定することとしております。

このアンケート調査やフォローアップ調査、施策検討調査などを通じまして、現在の総合計画を検証し、次期総合計画策定の取り組みに反映させていきたいと考えております。

次に、策定に向けての組織体制についての御質問でございますが、まず庁内の組織として、市長、副市長以下部長級職員からなる策定委員会を設置し、その下に部次長級職員からなる幹事会、課長級職員からなる専門部会、さらに若手職員などによるワーキンググループを設置するなど、全庁的に取り組むこととしております。

具体的には、専門部会ではワーキンググループで議論を深めるなどしながら、各部門ごとの企画立案、各課事業の体系化などを、幹事会では専門部会での作業進捗の状況把握、計画案の部会間の調整などを、そして策定委員会では戦略性・優先性などの判断、最終的な計画書の内容決定などを行うことにいたしております。

庁外の組織としては、学識経験者、各種団体の代表、公募委員からなる「防府市まちづくり委員会」を設置しまして、意見、提言、要望などを広くお聞きし、計画に反映させていくこととしております。

なお、平成17年度の第三次防府市総合計画後期基本計画策定時には、議会におかれましても「議員まちづくり委員会」を設置されまして、その協議の中で貴重な御意見、御提言をいただいておりますので、このたびもそのような機会が持てましたら、よりよい計画が策定できるのではないかと考えております。

最後に、今後のスケジュールについての御質問でございますが、先ほど申し上げましたが、第三次防府市総合計画のフォローアップ調査等の検証作業、市民アンケート調査の詳細分析などのデータをもとに、会議を重ねまして、計画案を練り、平成22年の3月ごろには取りまとめをしたいと考えております。その後、平成22年度に基本構想を議会に御

提案したいと考えております。

新たな総合計画は、これからの防府市のまちづくりの基本的な方針を示す最も重要な計画でございます。議会や各種団体並びに市民の皆様の参画と協働により、誇りと愛着を感じられる防府市の実現に向けた、夢の持てる計画を策定してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のお協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 4番、河杉議員。

4番（河杉 憲二君） 私は、この自治基本条例というものについては、市が現在断行しております行財政改革を推進するにつれて、やはり行革をするならば市民の理解と協力というのが不可欠になってまいります。そうしますと、市民の行政、市政に対する参画、もしくは協働ということに対して、ある程度担保される制度が必要ではないかなということを実は感じておりました。それが参画条例なのかまちづくり条例なのか、このたび自治基本条例ということに一気に飛躍いたしましたので、ちょっと驚いているところでもございましたが、それにつきまして私も非常に必要性というのは感じております。ですので、改めましてまた個別に再質問という形でさせていただきたいんですが、まず自治基本条例を策定するに当たって、庁内の体制と申しますか、こういった形で取り組んでおられたのか、またおられるのか。それから、また職員の意見をどのような形で聞かれたのか、御答弁をお願いします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えを申し上げます。

この条例案策定のための特別ないわゆる庁内体制、俗に言う策定委員会とかそういったものでございますが、これは立ち上げておりません。懇話会からの提言書の趣旨を尊重いたしまして、関連する部署と意見交換等は十分やっておりますし、その結果に基づきまして、こういう連携をとりながら案をつくったということでございますが、職員からの意見聴取につきましては、関係課との協議のほかには、管理職を対象といたしたいいわゆる勉強会と申しますか、それは実施をいたしまして、管理職の立場での意見もお聞きしまして、案のもととさせていただいたということでございます。

議長（行重 延昭君） 4番、河杉議員。

4番（河杉 憲二君） 自治基本条例に対する庁内での体制というのは、策定は立ち上げてないということですね。ですから、例えば先ほど市長が言われましたけども、後期総合計画の中にも、今後、自治基本条例の制度などに関する調査・研究を進めますと、こういうふうには実はうたわれておりました。これは2006年からのスタートでございます

けれども、先ほど答弁の中にいわゆる最高規範であり自治体の憲法というような認識を持たれている以上、やはり取り組み方も慎重にあるべきだと、このように私は考えております。

そこで、例えば類団を申し上げますと、上尾市さんとか、それから藤沢市などは、庁内でやはりプロジェクトチームを組んで、それで類団の上程されている市に赴きまして、視察し、もしくは派遣しながら勉強されてきている実は経緯がございます。防府市の場合も、やはりこういった形で取り組むのであるならば、やはりそれなりの下準備と申しますか、調査・研究が必要ではなかったのかなと、このように実は考えております。その辺のところをどこか調査とか視察に行かれた経緯がありますか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） この件に関して、視察に行ったという報告は私は聞いておりませんが、今の時代でございますから、インターネット等々で全国の様子は常に把握はできておりますので、そういったものを参考にしながら、本市に当てはまるものといえますか、本市に対応できるもの等々と、基本的には懇話会からいただいた骨子をメインに考えて、庁内で先ほど言いましたような正式な策定委員会はございませんが、それに類似するような形での勉強会といえますか、会議は重ねておりますから、その中で慎重にやらせていただいたということでございます。

議長（行重 延昭君） 4番、河杉議員。

4番（河杉 憲二君） 実は、この自治基本条例というのは、やはり私も少し勉強させていただいたんですが、条例の中身もそうなんですけれども、実は取り組む過程というのが非常に大事であるということが、よく理解してまいりまして、それは先ほど市長も少し答弁されましたけれども、やはり多くの市民を巻き込んでいく、そして市民とともに作り上げるというような形が理想ではないのかなと、このように実は考えておりました。

そこで、ちょっと懇話会の件についてお伺いしたいんですけども、懇話会が条例の骨子案を提出されました経緯を見ますと、大体、先ほど市長は2年間と、確かに懇話会を立ち上げられて2年間なんですけども、実質、自治基本条例を協議され出して約1年なんですけども、1年足らずで実は骨子案をまとめられております。類団を見ますと、取り組む手法も違うんですけども、大体2年、長くて3年かけておられるところもあるわけで、長ければええというものじゃないんですけども、しかしながら自治体の最上位に位置づけられる条例ということの観点から、やはり慎重に取り組んでおられるのかなと、このように思っているんですけども、これ、実質、この協議期間が1年というのは少し短いような気がいたしますけれども、どのようにお考えですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 今、御案内のように、いわゆる実質的には骨子に取りかかったのは1年とちょっと、いわゆるその期間でございます。その前に18年の10月から立ち上げておりますが、参画条例そのものの、こういったものにそぐうかというふうな勉強を1年近くかけてやられた後に、やっぱり自治基本条例で行くべきではないかというふうな方向性になりました後に、約1年ちょっとぐらいかかったわけですが、その間に先ほど申しましたように全体会議で13回、同じく小委員会に分かれまして13回をやっていらっしゃると思いますので、かなり中身の濃い議論はしていただいているというふうには感じておりますが、今、御案内のように他市では2年から3年というのが、おっしゃいましたけど、その間の中身の話をちょっとまだ把握はできておりませんが、私どもはいわゆる骨子の完成までには、その前段を含めても2年はかかったというふうには感じておりますので、議論は十分されているというふうに理解しております。

議長（行重 延昭君） 4番、河杉議員。

4番（河杉 憲二君） 実質、懇話会が立ち上げられた一番の要因は、やっぱり市民がいかにして参画するか、そのあたりを担保するような条例、制度が必要だろうということで懇話会、担保されたんですけれども、それは非常にいいと思う、私も大賛成なんですけれども、ただ、いかに市民とともにつくっていく、巻き込んでいくかということ考えたときに、例えばそれぞれの自治体の内容を見ますと、大体基本的な自治基本条例の内容というのは、大筋は大体みんな一緒なんです。それぞれの自治体である程度の特徴は、それぞれの地域性によって条文の中に、また前文の中に織り込まれていくわけなんですけれども、多くのタウンミーティングとかワークショップ、それからシンポジウム、防府もフォーラムを1度開催されましたけれども、より多くの市民の方々の意見を聞くという姿勢が非常に大事であり、また、そのようにされてきたので、どうしても時間的にはかかっていったということがあります。

そうすることがやっぱり主権者である市民とともに策定された条例と思いますが、また、そういうことで市民の意識も変わってくると、私は実は思っておったわけなんです。ですから、より多くの市民の声を聞く、また意見交換会というのを実はしてほしかったなど。

というのは、私の周りで、この自治基本条例を取り上げるときに、少し私の周りとか、いろんなところで話を聞くと、10人が10人とも知らんと言うんですね。これでは果たして市の憲法とも言えるような最高規範であるものが、果たしてこのまま成就されていいのかなのかというのがちょっと不安があったんですけれども、例えば類団の中で有名な太田市、何年か前に総務委員会でしたか、実は視察に行ったことがあるんですけ

れども、やっぱり一般公募による市民が35名、学識経験者1名、市職員5名、その市職員5名のうち、やっぱり関係の課が3人で、あと残り2人は庁内でいわゆる希望をとって、そこで自治基本条例をつくる会というのが実は結成されたんですが、大体成立まで1年8カ月、つくる会の中での会合は119回、外に出た意見交換会というのが63回ですね。

内容を見ますと、やはり例えば学校まで出向いて行って、生徒に意見を聞きに行かれたこともあるようで、その都度、いわゆるチラシをつくって、市民の方々にこういったニュースレターなんですけれども、市民の方々に意見を聞き、また条例の理解を求めていくという、こういったことがより重要であったということ聞いております。

ですから、本当に市民とともにつくるのであるならば、やはりこういった作業をすべきだと思いますけれども、今後、そのような形をできるだけとられるように、これは要望しておきます。

それから、現在、市の条例は約200本ぐらいありますけれども、当然その内容も自治基本条例に沿った形にならないと思いますけれども、既存の条例との整合性なんですけれども、体系も含めて一度中身を精査する必要があると思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えを申し上げます。

御案内の自治基本条例は、先ほどから申しておりますように本市の最高規範であると考えておりますので、他の条例の制定といいますか、あるいは改廃、運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重いたしまして、この条例との整合性は当然図っていかなきゃならないというふうに考えております。

したがいまして、今後、その制定後は議員の、今、御案内のとおりであります。既存の条例等につきましては、中身の精査を各所管ごとに再度行うという作業はもちろんやっけてまいりますし、その整合性につきましてもちゃんと適合いたすように、調整もしていきたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 4番、河杉議員。

4番（河杉 憲二君） 条例の精査というのは、それぞれ各課が担当されておる条例の中でそれぞれやられると思うんですけれども、まだ制定しておりませんが、いずれ制定されるのであるならば、その作業もぜひ必要だと思います。

それから、先ほど、今後の、これから必要と思われる個別条例、現在、本年度で市民参画協働条例、仮称ですけれども、検討委員会の予算が上がってきております。当然、そう

いった形の条例も必要だと思いますけれども、そのほかに一つの体系づけの中で、現在、例えば情報公開条例、市が持っております、それから骨子案の中には出ておりますけれども、住民投票条例、その辺の体系の実は精査もする必要があると思うわけですね。そのほかにも考えられる条例の中に、例えば意見聴取条例とか行政手続条例、これは手続条例ですけども、その他もろもろがあると思いますが、現段階で想定される条例があればお伺いいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 今、御紹介いただきましたもの以外ということですか。

4番（河杉 憲二君） はい。

総務部長（浅田 道生君） 以外ということになりましたら、先ほどちょっと市長の答弁の中にもありましたように、まちづくり条例なりあるいは参画条例という形になるかわかりませんが、いずれにいたしましてもそういった個別条例は、今から、必要と思われるものは勉強会をするなど、あるいは市民を巻き込んでのそういった協議会を立ち上げるなり、そういったことが必要になってまいりますと思いますので、今後の課題ということも含めまして検討したいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 4番、河杉議員。

4番（河杉 憲二君） それから、先ほど市長の答弁の中に、今後の普及活動ですけども、市民に、そういった、できるだけ周知していきたいというようなことでありましたけれども、例えば先ほど言いました大和市さんなんかは、実はこういった、制定後にこういったパンフレット、別冊なんですけどもつくられて、市広報に全部折り込まれていっておられます、全世帯に。あわせて、同じものを高校生に、全生徒にそれも配布しております。同時に、それから小・中学生にもわかりやすい形で、教育委員会を通じて実は配布している。いわゆるできるだけこういった自治基本条例は、大和市としての最高規範であるということの、市民に対して理解を求めていく。こういったことを実はやられておるようです。

ですから、私どもも、できましたらやっぱりこういった形の活動も必要だと思いますけれども、この、条例というと、なかなか市民になじみにくいものでありますけれども、できるだけわかりやすい形で参考にされて、広報活動にされていってほしいなど、このように実は思っております。

そこで、実は、今後、大きな実効性のある条例をするためには、一つのポイントはやっぱり職員だと思うんですよ。先ほど、職員の勉強会もこれから図っていきたいというようなことの答弁がございましたけれども、やはり条例を運用し、それから扱うのはやはり職

員だと思っんです。職員の勉強会というものを具体的に、これからやっていきたいということですけども、一つは推進本部等を組織されて、それでどういった形で職員に徹底していくのか、どういった形で市民に広報し、理解を求めていくのか、そういった体制というのが必要だと思っんですが、現在、管理職だけで、今、やられているようには聞こえるんですけども、その辺のお考えはありせんか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） まず、市民に対する認知度といひますか理解度、これは確かに先ほど市長の答弁の中にもお答えいたしましたが、余り周知をされてないというの、私どもも理解しております。そうした中で、まず、すぐできることにつきましては、市民の方に対しては、例えば出前講座とか、そういったものも一つの手段だろうというふうに考えますし、今、御紹介ありましたいわゆるパンフレットといひますか、そういったものも考えなければならぬというふうに考えておりますので、ちょっとその辺の中身につきましては、他市のも参考にさせていただきながら、つくるかつくらないかも含めて、ちょっと検討してみたいというふうに思ひます。

それと、職員、もちろんおっしゃるとおりでございますして、幾ら管理職が理解をしておっても、実際には下の職員が運用するわけですから、当然、これからは職員の勉強会といひますか、研修会にも入っていくという計画を持っておりますので、そういったところから、まず職員については始めていきたいというふうに考えております。

ただ、推進本部が必要なのかどうかといひるのは、ちょっと私も今、この辺まで深く考えてなかったんですが、こういった御意見、いただきましたので、ちょっと内部で協議をしてみたいというふうに考えてはおります。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 4番、河杉議員。

4番（河杉 憲二君） おもしろいデータといひるか資料がありまして、2002年に兵庫県の宝塚市が自治基本条例と、それから市民参画条例といひのを制定いたしまして、半年後に意識調査といひのを、市民に調査といひのを実はやられております。この中で「まちづくり基本条例、市民参画条例を知っているかどうか」といひの問いに対して、「知っている」といひの回答が18.1%で、「知らない」といひのが76.6%なんですね、市民に対しては、4分の3以上の市民の人が、自分のまちの憲法を知らないといひのことに実はなつてきております。それ以上に、宝塚市のプロジェクトチームの方が飛び上がったのが、職員に対して同じようなアンケート調査、意識調査をしたときに、「まちづくり基本条例を熟知している」といひのが2.6%なんです。「大体的内容は知っている」といひのが

35.5%で、大体知っているよというのが4割以下になってしまったと。これに対して「余り知らない」は51.1%で、「全く知らない」が10.2%。これに対して、やはりこの傾向は係長とか一般職で特に多く見られたと、こういうふうな実は結果が出ておまして、やはり職員が知らんものはなかなか市民も理解できんと思うんですよね。ですから、もし制定すれば、やはりこういった条例をつくり上げていくというのは、やはり、まず職員の方々も十分理解していただく。

北海道大学の神原先生の本なんですけれども、読みますと、ある面ではお祭りの要素でいいんじゃないかと、いわゆるまちの憲法をみんなで作ろうよという雰囲気を実はつくったほうが一番いいんじゃないかということをおっしゃっておりまして、確かにそうなんですよね。先ほどおっしゃったように、自治基本条例の骨格というのは、実はある程度マニュアルみたいなものがありまして、その中である程度すり合わせていけばいいんですけれども、これを題材に、やはりまちに、市民を巻き込んだ形で、いわゆる活性化につながりますし、ある程度そういった、行政に対する興味、意識を高めていくということも非常に重要だということをおっしゃっていました。

全体的になんですけれども、このような地方分権の時代になってきて、やはりさっき壇上でおっしゃったけれども、自己責任・自己決定が時代に求められてまいりますので、自治基本条例を制定する意味というのは、市民の主権の自治体運営とより高い政策活動が推進できるようなことだと思っております。

しかしながら、全国各地で制定された条例の中には、理念のままに終わっているものとか抽象的なもので終わってしまっているもの、いわゆる自治体に付加価値をつけたというだけのものもあるようでございますが、それでは私は意味がないように思っておりますので、より実効性の高い、また生きた条例をつくっていく必要があるかと思っております。

同時に、市民の理解と協力を求めていかなければなりませんし、やはり意識を高めていく努力もやはり行政サイド、我々も必要だろうと、このように考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

市長の施政方針では、6月議会に上程されるようなんですけれども、早いか遅いかは別問題として、実はまだ議会のほうでも十分議論はされ尽くしておりませんし、パブリックコメントも今回3件しかなかったという、いわゆる非常に寂しい話で、熊本市で自治基本条例をつくったときには、パブリックコメントは147件でしたかね、かなりの数に上ってあって、それほどやはり市民意識が違ふということと同時に 変わってきたと同時に、やはり市民が知らないというのが大きな要因だろうと思っておりますので、その辺の広報活動に取り組んでいただきたいと思います。

いずれ制定されれば、今度は自治基本条例をこれからどういうふうにして活用し、それから育てていくかというのが大きな課題になろうと思いますので、その辺のところをどうかよろしくお願ひしたいと思います。

基本条例については、以上で終わりたいと思います。

続きまして、総合計画についてお伺ひいたします。

先ほど市長の答弁の中に、総合計画をこれから策定するに当たって、組織体制にしても、それから市民の方々の御意見を聞く体制づくりもしていきたいと、このようなことを答弁されておりましたけれども、まず基本的には例えば総合計画は10年、それから前期・後期で5年ずつ、実行計画がやはり5年ということになっておりますが、例えば計画を策定するのであるならば、今までどおりの計画プランというか、例えばこのように社会情勢が不安定になって、例えば地方交付税、いわゆる財源の問題もありましようし、以前のような形で財政の収入が担保される時代でもないような気がいたしますけれども、やはり期間の見直しというのをされてはいかがかなと実は思ひまして、その辺のお考えはどうですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 前回も10年の中で、5年ごとの見直しというスパンでやってきておりますし、今回も、今現在一応10年の期間でという基本的な、今、考えではありますが、今、議員御案内のように、他市においては例えば8年とかあるいは12年とかいう設定をされている自治体もあるように把握をしております。その中で、今、議員がおっしゃったように、例えば財源問題にしても、いわゆるこういった情勢ですから、財源の確保という中では、ある一面、短期間の見直しというのにも必要性があるやに今感じておりますので、今ここで何年にしますということにはいきませんが、そういった意見があるというのを踏まえて、今後の期間設定も考えてみるということでお答えとさせていただきますたいと思います。

議長（行重 延昭君） 4番、河杉議員。

4番（河杉 憲二君） この計画期間というのは実は定まっておりますけれども、大体全国では10年というのが一つのスパンとしてですね。やはり今度は市長選挙が絡んでまいりますと、その任期に合わせての形の8年とかという自治体も実は出てきております。それと、やはりマニフェストとの整合性が市長選挙の場合はありまして、そういうふうなことを考えれば10年というスパンよりもという自治体も、最近ではマニフェスト型というのは非常に重要視されてきておりますので、検討していただきたいなど、このように思っております。

それから、総括できる評価なんですけど、先ほど市長は行政評価を検証してフォローアッ

ブ調査等々をやっていくということですが、例えば評価の仕方でも内部評価にとどまらず、例えば市民の方を巻き込んだ行政評価の場というものをつくれないものか。その辺はどのようにお考えですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） いわゆる検証でございますが、これにつきましては先ほど市長が申しあげましたように、内部の中でフォローアップ調査も政策の検討調査も実施していきたいというふうには今考えておりますが、そういった中で市民の検証をということでございますが、それにつきましては検証結果を、今後立ち上げますまちづくり委員会の中にお示しをして、御意見をいただくという方法もあろうかというふうには考えておりますから、できればそういった形で御意見を伺いたいというふうには考えております。

議長（行重 延昭君） 4番、河杉議員。

4番（河杉 憲二君） 基本的に、まず総括で評価をしなければ次に進めないと思うんですね。そのために、内部だけの評価でいいのか、やはりこれから市民とともに作り上げていこうとするお考えがあるならば、やはり情報を公開しながら市民の意見を取り込んでいく、そういった姿勢が私は大事だろうと、このように思っておりますし、それから評価の仕方でもよく用いられるのがPDCAですよね、いわゆる計画策定、実施、検証、見直しというこの4つのサイクルで検証するのが基本なんですけれども、それプラスやはり市民の目線というものは必要であろうと、このように思いますので御検討をお願いしたいと、このように思います。

それから、まちづくり委員会ですけれども、今回一般公募で約10名ですけれども、10年前は4名、一般委員さんが4名だったものですから、それを10名にしたということについては、やはり市民の意見を取り入れようということだろうと思うんですけれども、現状ではどのぐらい応募があって、大体もう人数は決められたんですか、どうですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 議員さんおっしゃるように、いわゆるまちづくりの観点あるいは市民参画の観点から、今回10名の市民公募を募集したところであります。応募につきましては、14名の方から応募をいただいております。14名の応募をいただいた中から、いわゆる審査といいますか、作文を書いていただいておりますので、その作文の中身の審査をいたしまして、今現在10名の方の内定といいますか、それで決めたいという方向性までは今、いっております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 4番、河杉議員。

4番（河杉 憲二君） 当初はなかなか応募者が少ないということで、非常に危惧しておったわけですがけれども、やはりなぜそういった応募が少ないのかなという、例えば大和市さんを例をとって申しわけないんですけども、やはり大和市も実は自治基本条例をつくるに合わせて、その次に実は総合計画を策定するちょうど実は同じ時期だったと、防府と同じような時期で、自治基本条例をつくることによって盛り上がって、その後、総合計画をつくる時に公募したら相当な方が応募されてきたと。当然、自治基本条例をつくる会35名、最終的には26名だったらしいんですけども、その方々の何人かも今度は私は総合計画をつくってみたいと。

御存じのように、自治基本条例と総合計画というのは、非常に密接な実は関係があるのは御承知のとおりでございますね。いわゆる海図と羅針盤というふうな形で表現されている方もいらっしゃいますけれども、まさにそのとおりで、市の最上位の計画であり、規範でありますので、そういった形で密接な関係がある。それに市民と一緒に参加していくというのは、私は非常に本来の姿だろうと、実はこのように思っております。

総合計画の中で、やはり有名なというか、最近取りざたされておりますのは、いわゆる多治見市の総合計画の試案でございますが、これは当然10年なんですけれども、計画期間10年で実施計画5年、あと展望でしたかね、そういった計画を5年というふうな形で取り組まれて、当然、基本条例の趣旨に沿った形の総合計画の策定のやり方をとられております。ぜひ参考にさせていただければなど、このように実は思っております。

それから、先ほど市長は指標もあわせて提示していきたいと、このような形で言われておまして、これはもうぜひともそのようにしていただきたいなど、このように思っております。実は、東海市さんのあれを調べてみますと、東海市では実はかなり具体的な数値目標を市民とともに数値を出しております。これはまちづくりの策定委員会というものを市民参画推進委員会というのを立ち上げられまして、140もの指標をつくっておられます。その中身を見ますと、例えば施策の体系のその下に単位施策というのがあります。いわゆる現状値、それから5年後における目指そう値、10年後の目指そう値というものを、それぞれの課の事業に対して目標値を定めておまして、それが全体で約142あります。ですから、こういったところもひとつ検討されて、やはり同じ数値を出していくのであるならば、やはり2段階で出していったほうがいいのではないのかなと。それで、できるできんは別問題として、現状値、それを市民が共通で認識していくというのは、非常に僕は大事であると、このように実は考えております。

いずれにしても、計画策定というのはこれからだと思います。重要なことは、やはり市民とともに作り上げた総合計画となるだろうかと、このように思います。御存じのよう

に、総合計画は行政運営の指針であり、または市の方向性を示す最上位の計画でありますので、防府市の将来像を市民と行政とでともに議論していくことは、市民の参画と協働という観点からも大変意義のあることだろうと、私は思います。そのためには、やはり現状数値や課題を情報公開し、より多くの市民の方々の意見を聞くような体制づくりをこれからされて、本当に市民とともに作り上げた総合計画というような、いわゆる実効性のあり、また実のある計画をぜひともつくっていただければと、このように思います。

御当局のさらなる御努力と、それから防府市の発展に向けた実りある計画となることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、4番、河杉議員の質問を終わりますが、ここで10分間ほど休憩をいたします。暫時休憩します。

午後1時55分 休憩

午後2時 5分 開議

議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、6番、土井議員。

〔6番 土井 章君 登壇〕（拍手）

6番（土井 章君） 明政会の土井章でございます。質問通告に従い質問いたします。まず、図書館の命とも言うべき図書費についてでございます。

市長は、新年度施政方針において、図書館については年間30万人を超える来館者、また60万冊以上の貸し出しを記録しており、まちなか図書館として利用者の方々から好評を得ている。また、昨年度から窓口業務の民間委託を実施したが、業務運営も順調に進んでおり、今後とも情報、文化、生涯学習の拠点として、市民が利用しやすい環境整備とより一層親しまれるサービスの展開に今まで以上に努めるとともに、図書資料を充実させ、広く活用される図書館を目指すと述べられております。

図書館運営は、実にスムーズに行われており、また将来に向けても明るい希望の持てる内容ですが、しかし実態は違うと言わざるを得ません。確かに、貸出冊数は60万冊、人口1人当たり5.14冊となっており、旧図書館に比べると増加しておりますが、山口市は県立図書館があるにもかかわらず、市立中央図書館だけでも130万冊、地区図書館を加えると実に150万冊、人口1人当たり8.0冊となっております。なぜか、職員数が圧倒的に多く、サービスがよい、無料駐車場が確保されている。自動車図書館、いわゆるブックモービルでございますが、これが組織されている。などなどが考えられるところでございます。

同様に、近隣市では宇部市が170万冊、人口1人当たり9.65冊、周南市が90万冊、5.88冊となっておりますのでございます。さらに、県内13市で地区図書館もブックモービルもないのは防府市だけのようでございます。

また、窓口サービス業務の民間委託も順調とのことですが、それは理事者側の評価であり、利用者には決して好評とは言いがたく、改善を望む声も大きいものがございます。

このように充実すべき点、改善すべき点は多々ありますが、これらの点は来年度当初予算に向けて、今後の機会に譲り、今回は図書費一点に絞って質問いたします。

来年度予算の図書費は、3,100万円が計上されております。そして、その財源は、基金の取り崩し1,600万円、一般財源1,500万円となっております。ここ数年における図書費の当初予算額は、平成15年度2,000万円、16年度、17年度2,100万円、18年度3,200万円、財源は全額一般財源でございます。そして、19年度は3,800万円、財源は基金取り崩し1,700万円、一般財源2,100万円、20年度は3,700万円、基金取り崩し、同じく1,700万円、一般財源は2,000万円となっているのでございます。

御案内のとおり基金の取り崩しとは、平成18年11月に市民の篤志家から図書館の充実のために5,000万円もの大金を御寄附いただき、これを財源に図書館振興基金を設置したものを取り崩しているものでございます。

問題は、一般財源のあり方でございます。図書館の命とも言うべき図書購入費における一般財源は、平成19年度は17年度並みの2,100万円、20年度は15年度並みの2,000万円、来年度は何と平成7年度並みの1,500万円となっているのでございます。他市と比較しても、決して多いとは言えない17年度に比較して、20年度は100万円、21年度は600万円も減少していることでございます。言い換えれば、基金を取り崩すことによって歳出総額を取り繕い、実は一般財源での負担をカットしているわけでございます。

これでは指定寄附を一般寄附扱いしているのと考え方は同じで、御寄附をされた篤志家の善意、御意志を踏みにじった、信義にもとる行為と言っても過言ではないと思います。寄附された方の意を体すると、その用途は既存予算額にプラスでなければならぬと考えます。防府市は、他市に比べて図書館への寄附が多いと言われておりますが、こんなことをしては、今後、寄附していただける人はいなくなりはないかと危惧をいたしております。

索道には、毎年5,000万円を超える赤字補てんを行いながら、一方では他市と比べても低い水準にある図書費の一般財源を切るとは、全く理解ができません。

市長は、索道の赤字は市民1人当たりわずか500円と折に触れて発言されていますが、図書費は一般財源1,500万円で計算すると、市民1人当たりたったの125円、2,100万円で計算しても175円にしかありません。

そこで質問ですが、まさか市長がこんな人の道を外れた予算査定をされるはずがない、ひょっとすると市長はこの予算措置を御存じなかったのではないかと推測いたしますが、この状況をどのように考えておられるか、まずお伺いをします。

また、補正予算で一般財源を最低2,100万円に、できれば20年度の100万円も含めて2,200万円に戻す考えはないか、あわせてお伺いをいたします。

次に、観光振興、観光行政について数点質問をいたします。

まず、歴史を活かしたまちづくりの実践として、道路特定財源を当てた国のまちづくり交付金事業の採択を受け、1つ、観光客の入り込み数及び滞在時間の増加、2つ、快適で安全な歩行者空間の創出等を目標に、松崎地区の大半を対象地域とし、そのうち防府信用金庫宮市支店を起点に、元宮市本陣兄部家、防府天満宮、国分寺、佐波神社を経て、毛利氏庭園入り口までを基幹事業として、舗装事業と電線類地下埋設、そして天満宮の御協力により、土地の提供を受け、大鳥居横の境内に観光交流・回遊拠点施設として、いわゆるまちの駅の整備が計画され、21年度は信用金庫宮市支店から兄部家までの電線類地下埋設工事とまちの駅の本体工事を実施するとして、予算案が計上されております。この路線は、交通量も多く、かつ信金宮市支店から兄部家までは大変狭隘で、車の離合もままならず、早期の改善が求められておりますが、国指定史跡兄部家が存在し、拡幅できないとのことで、次善の策として電線類地下埋設は大変有効であり、早期完成が待たれるところでございます。また、この区間は舗装状況も劣悪で、新規に舗装されることも大歓迎でございます。

しかし、ありがたい大歓迎とは、そこを通過する市民の生活路線としての評価であって、地下埋設、舗装と並行して、交通量を大幅に減少させるための抜本的な対策を立てないと、観光客にこの付近に滞在あるいは回遊してもらうには、とても危険であることを付言しておきます。

また、いわゆるまちの駅ですが、きょう現在、詳細な図面の提示がありませんので、今までに明らかにされている資料から推測いたしますに、50席程度の軽食喫茶スペース、物販スペース、休憩・情報スペースと屋内便所を有する施設のようにございます。これで観光交流・回遊拠点施設と言えるのでしょうか。少なくとも回遊拠点施設とは言いがたいのではないかと考えております。現地の斜め前にある土産屋さん和余り変わりのない、何の変哲もない、少し豪華な土産屋がもう一軒増えた程度の効果しかないように思います。

屋内トイレも全くいただけません。トイレを使いたかったら中に入って何か食べるか、物を買わせようとする、各地にある観光地の土産物屋の手法そのものであると思います。だとすると、既存の土産屋のライバルを公費でつくることになり、いかななものかと思いません。

名前のとおり、交流や回遊の拠点となる施設とするには、まずその施設に行かなければ見れない、あるいは経験できない、あるいは行ってみたいと思わせる機能を持たせることが必要であると考えます。

先日、天神ピアで講演された平安女学院大学佐藤教授の言われたような、ショールームになり得る施設でなければならないと思うのでございます。それは防府でいえば、やはり山頭火ではないでしょうか。資料が集めにくければ、伊集院静氏や高樹のぶ子さん等の紹介を含めたふるさと文学館のようなものでも結構です。まちの駅よりそのほうが先ではないか、あるいはせめてまちの駅に合築すべきではないかと考えます。

新年度、ようやく山頭火ふるさと館設置検討協議会が設けられるようでございますが、遅過ぎた感は免れません。また、先日は同僚議員が梅一万本植栽計画について質問されましたが、私も去る2月24日に天満宮で付近の自治会長等を集めて開催されたまちの駅の協議会で、参集殿裏や公園跡地の駐車場を梅林にしてはどうかと発言しましたが、天満宮間近の駐車場を閉鎖しないと、鳥居横に駐車する人は増えないと思っております。今のままでは、ひょっとすると二、三年先には閑古鳥が鳴きはしないかとさえ心配をいたしております。

麻生総理は、郵政民営化について、「あのとき私は反対だった」と発言をされておりますが、私は現計画では効果の面から疑問を感じますので、反対の意思表示をしておきます。

そこで、一つだけ質問いたしますが、この施設の道を隔てた前面の民有地を借用し、駐車場とする計画と聞いておりますが、近年、地価は相当下落しており、長期的には買収したほうが経済的と考えますが、借用となったいきさつ、借用地の面積、借地料の額とその算出根拠、契約の期間、双方の解約に対する条件と契約条件を御教示願いたいと思っております。

次に、観光客へのおもてなしの心、いわゆるホスピタリティについてお伺いします。

旅をして旅館に泊まったとき、旅人はその旅館の施設の豪華さより仲居さんの対応や食事のよしあしの評価のほうが記憶に残ると言われております。言いかえれば、どんな豪華なホテルに泊まっても、職員の対応がまずかったり、朝食が塩鮭の焼き物、味つけのり、卵では、たとえ再びその地を訪問しても、そのホテルに泊まりたいとは思いう気にならないのが心情でございます。要するに、いかに立派な箱物をつくっても、おもてなしの心がな

いと成功しないと考え、この観点から数点質問いたします。

まず、観光地における野良犬、野良猫対策でございます。さきの議会で同僚議員が桑山の野良犬対策について質問されましたが、天満宮の境内及び周辺には両手両足を使ってもなお数え切れない数の野良猫がおり、野良犬も時々数匹が群れをなして闊歩しております。さきに発表されましたみなとオアシス三田尻の整備予定地にも、多数の野犬がいます。防府市が全国で唯一の生類哀れみの市としてPRするののも一つの手かもしれませんが、観光客にとっては迷惑以外の何物でもありません。かつ危険でもあり、動物嫌いの人にとっては恐怖ですらございます。

執行部の答弁は、いつも「十分わかっている、何せ県の管轄でして」となっておりますが、防府市の観光地です。県が捕獲しなければ市が捕獲すればよいことです。執行部の見解をお伺いします。

次に、生ごみ、資源ごみ等の収集時間についてです。

信金の宮市支店から毛利氏庭園までを電線類地下埋設や道路修景舗装を行い、観光客にこの地に滞在、回遊してもらう計画のようでございますが、通称産業道路との交差点から東の地域は、生ごみの収集がおおむね午後2時過ぎとなっております。先週の木曜日には、国分寺の前の集積場では3時になっても収集されておりました。また、周防国衙跡の国衙地域でも同様でございます。この間、カラスや野良猫が来て袋を破り、中の物が飛散することも日常茶飯事でございます。気がつけば掃除もいたしますが、ずっと見張っていることもできません。夏になると悪臭もしますが、ごみの山の傍らを自転車や徒歩で散策される旅行者は、どう感じるでしょうか。想像は簡単につくのでございます。

また、資源ごみにつきましても、現在、缶、瓶3種類、ペットボトル、雑誌、新聞、段ボールに仕分け、コンテナに入れて歩道に置いておりますが、これも品種によっては午後2時ごろに収集されているのが実態でございます。

観光地における生ごみ、資源ごみは、旅行者が動き出す前に収集することが、防府に観光に来てくださった方への礼儀と考えますが、見解を伺います。

さらに、街路灯の設置についてでございます。防府は、町が暗いという声をよく聞きます。先日の某ローカル新聞でも、JR防府駅周辺が薄暗いという投書があったのを読みました。少なくとも観光地ぐらい明るくしようではございませんか。例えば、正月や御神幸祭には、松崎小学校や佐波中学校グラウンドが臨時駐車場として開放され、そこから天満宮まで徒歩で行くわけですが、これが暗い。また、競輪場へ行く道も途中からは街灯もありません。御神幸祭や正月には、駐車場から天満宮までは臨時の照明器具が設置されたりもしますが、花火大会では何の照明もなく、また大変危険であり、また暗いことをよいこ

とに道端にごみを捨てるやからがたくさんあります。他地区の観光地も同様の傾向にあると推測いたしますが、これら観光地所在の地区においては、市において街灯の設置をすべきと考えますが、見解を伺います。

この項の最後は、大平山索道事業についてでございます。

大平山索道については、供用開始以来50年が経過しますが、この間、一度も黒字を出したことはありません。しかし、建設のいきさつ上、山頂に林立する放送電波塔の保守管理の必要性から、廃止することはできませんでしたが、現在では農道が完成して365日、24時間、山頂に行けることになり、電波塔の保守管理面での障害がクリアしたことから、その存続問題が議論され、最も最近では平成18年度に索道事業検討協議会が設置され、19年3月に今後のあり方について意見書が提出されました。

その主な内容は、速やかに抜本的な経営改革に取り組むこと。経営改革の成果について3年おきに検証し、なおかつ営業収支が改善されない場合は、事業廃止も含めて検討するとあります。

さて、その後の経営状況はいかがでしょうか。一般会計からの繰入金、言い換えれば税金での赤字補てん額は、決算ベースで平成17年度5,157万円、18年度5,477万円、19年度5,563万円、20年度は最終予算額でございますが、6,265万円となっており、21年度も5,408万円を想定しております。毎年の赤字額は、運賃収入の3倍以上の金額で、民間であればとうの昔に倒産しておりますが、そこは親方日の丸で、今もって営業しているわけでございます。

また、過大見積りなのか、ここ数年、運賃収入が当初予算額をクリアした年はなく、また毎年のごとく修繕料等が追加補正されている傾向にあることを勘案すると、新年度ももっと赤字が増えることも想定をされるわけでございます。

広報車を走らせたり、市広報で頻繁に宣伝したりと、あるいは各種割引制度を創設したりと、なぜここまでされるのかと疑問さえ感じるほど汗をかいておられますが、経営面からすると、その努力もすべて水泡に帰していると言わざるを得ません。

一方、新年度の予算案を検証するに、先ほども述べましたが、図書館の生命とも言える図書費の一般財源分や河川あるいは道路維持費など、市民の強い要望がある事項については、至るところで削減されているのが実態であります。また、百年に一度と言われる不況下で、5,000万円を超える一般財源は貴重であります。

そこで質問ですが、平成18年度以前と意見書提出後の19年度以降を比較しますと、経営状況は全く改善されていない。いや、むしろ悪くなっている実情にかんがみ、3年の見直しを前倒しして、今年度見直しをする気はないか、お尋ねをいたします。

また、乗客のうち、内外からのいわゆる観光客がどの程度あるのかも御教示願いたいと思います。

次に、索道は建設後50年を経過しておりますが、この間、支柱の更新がなされたという話は聞いておりません。そこで、耐力度に非常に不安を感じるのをごさいます。

近年、各地で大地震が発生しており、また、この地域にも活断層があることが報告されておりますが、学校施設においては震度6強をボーダーラインに耐震化が進められようとしております。索道におきましても、その性質上、学校施設と同様、あるいはそれ以上の耐震性が要求されますが、耐力度、耐震度調査は行っているのか。行っていれば、何年度に調査したのか。また、その調査結果を御教示願いたいのでございます。

また、索道について、耐震度や耐力度あるいは耐用年数等について、国の基準があればあわせて御教示をください。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、図書館の図書購入費についてのお尋ねでございますが、図書館費における図書購入費につきましては、従前は年間2,000万円程度で推移してきたところでございますが、平成18年度にはルルサスへの図書館移転に伴いまして、図書等の充実を図るため、当初予算に一般財源ベースで3,200万円を計上したところでございます。

また、平成18年11月には、匿名の市民の方から5,000万円という大変多額の御寄附をいただいたところでございますが、これは図書館への指定寄附金でありまして、図書購入費に充てていただきたいという御要望がございましたので、平成19年3月議会において図書館振興基金を設置し、3年間で運用する方向づけをいたしましたところでございます。

その運用の成果といたしましては、初年度の平成19年度は1,700万円で9,493冊、2年目の平成20年度も同じく1,700万円で9,546冊の図書を購入いたしてありまして、最終年度の平成21年度は1,600万円を計上いたしましたところでございます。

購入図書の内容でございますが、寄附者の御意向によりまして、児童書を中心に、児童、生徒の学習や勉強の参考となる一般書や事典類などを購入いたしてあります。ちなみに、平成19年度は約2,000冊の絵本を含む児童書の購入冊数が約4,600冊、平成20年度もほぼ同様の内容で購入しているところでございます。

多額の御寄附をいただきましたことにより、2年間で通常より約2万冊もの充実した図書そろえることができ、年間の来館者が30万人を超えるなど大幅に増加しているところであり、感謝の思いでいっぱいでございます。

平成21年度の予算編成につきましては、昨年秋以降の世界的な景気悪化に伴い、自動車関連産業などにおいて生産調整が行われるなど、その経営環境が大きく悪化し、先行き不透明で予断を許さない状況となっております。本市もその影響から、一般財源である市税等の歳入において、特に法人市民税は対前年度比39.1%減、金額で9億3,000万円減という急激な税収の落ち込みとなり、大変厳しい財政状況でございます。

こうした中、ことしの予算編成におきましては、まずは財務部で査定し、財源不足に対処するため一般財源を伴う歳出の大幅な削減を行い、担当部局とも協議しながら、集中と選択の観点に立って対応する中で総合的に判断せざるを得ず、苦渋の選択として図書購入費の一般財源の減額となったものでございます。

しかしながら、御寄附をいただきました方の心情を察すれば、財政状況が厳しい中においても図書購入費につきましては、例年並みの一般財源を確保することが望ましいとの考えに至りましたので、今後、補正を含め年度内に対応してまいりたいと存じます。

また、今後このような厳しい財政状況の中で、可能な限り図書購入費の水準を維持していくことは大切であると考えておりますが、私としましては、限られた予算の中で、図書館の職員が知恵を絞り、購入図書の厳選を行うなど、より充実した図書館となるよう努力することも重要であると考えております。

さらに、これまでも多くの市民の皆様や団体からの貴重な御寄附により図書を充実することができておりまして、大変感謝いたしておりますが、今後も応援をしていただけるようお願いをしてみたいと存じます。

次に、観光振興についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のまちの駅計画についてのお尋ねでございますが、御存じのとおり、本市には天満宮、国分寺、毛利氏庭園など数多くの観光資源がございます。しかしながら、本市を訪れる観光客の多くが一、二カ所しか立ち寄らず、市内の他の観光施設などを回遊せずにお帰りになるという残念な傾向がございます。

このような状況を少しでも改善するための一つの方策として、まちの駅を設け、ここから観光客を周辺の国分寺や兄部家、毛利氏庭園、博物館へと、さらには市内全域へと押し出していきたいとするものでございます。

ここでは、防府市の観光や物産を紹介する、あるいは企画展示やイベントなどを行い、いわゆるショールームの役割も果たすとともに、案内人を置き、訪れた人が防府市をめぐ

ってみたくなるような、観光やまち歩きの情報を提供し、発信してまいります。飲食や物販ブースにおきましては、市内の産物を使った料理の提供や物産等の販売を行うことにより、観光客の滞留時間の増加やにぎわいを創出することを目指しています。

また、市内全域におけるホスピタリティの向上や市内各地において観光・地域情報の提供が行えるよう、商店などをネットワークで結び、市内全域へ観光客を送り出すキーセッションとしての役割も担うものでございます。

これまで、愛媛県大洲市の視察・調査を初めとして、他市の施設も研究するなどしてありまして、必ずや本市の観光振興の拠点施設になるものと確信いたしているところでございます。

また、山頭火ふるさと館につきましても、まちの駅との相乗効果を図り、回遊性を高めるため、この周辺に設置したいと考えており、関係団体と協議を進めているところでございます。

さて、御質問のまちの駅予定地南側の民有地の借用についてでございますが、駐車場につきましても、まちの駅予定地の駐車場が足りないという市議会などからの御指摘を受けまして、予定地周辺に駐車場用地を確保することを検討したわけでございますが、昨年3月議会でも触れさせていただきましたが、当初は天満宮がこの土地を買収されたいということで、所有者と交渉を行われました。

しかしながら、所有者には売却の意思がないとのことから、市が借地の方向で交渉した結果、借地なら可能という回答をいただいたものでございます。市の交渉の過程におきましても、売却の意思があるかどうかを重ねてお尋ねいたしましたが、売却はしないとのことでした。面積は4筆、450.97平米でございます。借地料の額の算定につきましては、当該土地の固定資産税の評価額をもとに実勢価格を算出し、これに貸付率を乗じた額などを借地料の年額としております。したがって、借地料は固定資産税の評価額の増減に連動することとなります。なお、初年度は整備が必要になる10月以降をお借りしたいと考えており、新年度予算に計上いたしているところでございます。

次に、契約期間と解約の条件についてでございますが、契約の期間につきましては単年度契約で、その後は自動更新とし、解約の場合は、いずれかから申し出があった場合に協議するという方向で話を進めております。また、解約の条件等につきましても、原状復帰を原則としながら、諸条件について協議を行っているところでございます。

次に、2点目の御質問のおもてなしの心についてでございますが、まず観光地における野良犬、猫駆除対策についてお答えいたします。

議員御質問の天満宮周辺や新築地に野良犬が生息していることは承知いたしております。

御存じのとおり、野良犬を捕獲・抑留できるのは、狂犬病予防法において、都道府県の職員で獣医師である者から任命される狂犬病予防員や捕獲人であり、また、山口県飼犬等取締条例においては、県知事の指定する県の職員が指定職員とされております。したがって、市の役割といたしましては、県への協力が主となっております。

本年度開催しました移動市長室「車座トーク」などでも、野良犬に関する苦情、情報等を数多くいただいておりますが、その都度、山口県防府健康福祉センターに強く調査・対応を要望しておるところでございます。

そこで、山口県防府健康福祉センターが捕獲を実施するために人手が必要な場合には、協力依頼を受け、土地の所有者あるいは管理者等と生活安全課の職員が捕獲作業に参加しております。その成果といたしまして、山口県防府健康福祉センターでは、平成18年度に256頭、平成19年度に249頭、平成20年度の1月末現在で204頭を捕獲いたしております。

しかしながら、一方では、野良犬にえさを与える人、捕獲を邪魔する人などがありまして、捕獲作業を困難にしているのも事実であります。

次に、野良猫の捕獲につきましては、殺傷を目的とした捕獲は、動物の愛護及び管理に関する法律に違反しており、また、飼い猫と野良猫を区別することは困難で、飼い猫を捕獲した場合には財産権を侵害することから、山口県防府健康福祉センターでも捕獲は行っておりませんので御理解賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、飼い犬や飼い猫を捨てる行為と食べ物の存在、特にえさを与える行為が、これら野良犬、野良猫の発生増加の原因であります。このような中、公園を管理しております市といたしましては、公園の利用者へ野良犬に注意を促すとともに、野良犬にえさを与えないよう注意する看板を設置しております。

しかしながら、桑山公園においては、すぐにそのほとんどの看板が壊されてしまうという状況が続いておりますことから、防府警察署に被害届を提出するとともに、巡回のお願いもいたしているところでございます。

また、市においても、看板の破損行為に対し、朝夕の見張りとともに、壊されればすぐに復旧することも繰り返し行っておりますが、えさを与える人はいまだ減っていないのが現状でありまして、公園利用者を見ればえさがもらえるものと思われ、犬が近づくため、市民が恐怖心を抱かれている状況でございます。

この対策には、地域の人々の協力と自分の問題として考えていただくことが重要であると認識しており、今後も市広報等で飼い主のマナーアップなどを啓発するとともに、引き続き山口県防府健康福祉センターとの役割分担と緊密な協力体制を堅持しつつ、野良犬、

野良猫の減少に努めてまいりたいと存じます。

次に、生ごみ及び資源ごみの収集についてでございますが、議員御指摘のように、天満宮周辺から毛利氏庭園にかけてのごみ収集については、午後2時ごろになるステーションもございます。これにつきましては、回遊性と滞在時間の増加に向けた主要観光ルートの拠点となるまちの駅が整備されることも踏まえ、天満宮から毛利氏庭園にかけての観光ルート周辺でのごみ収集を午前中の早い時間帯に変更するよう検討してまいりたいと存じます。

次に、主要市道の街灯についてでございます。

公道の道路照明施設は、道路法や道路構造令により道路照明施設設置基準が定められておりまして、その目的は、夜間あるいはトンネルなどの明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況を的確に把握するため良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図ることにあります。

照明の設置場所は、1路線を一定間隔で照明する連続照明については、交通量が1日2万5,000台以上の市街地の道路を対象とし、必要な箇所を局所的に照明する局部照明については、信号機の設置された交差点や横断歩道、橋梁などと定められておりますので、街灯設置につきましては、この基準に準じた対応をすることになります。

しかしながら、観光地における夜間の照明につきましては、観光ホスピタリティの確保という面から大切なものでありますので、どのような形が望ましいかなど、今後、調査・検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の索道のあり方についてのお尋ねでございます。

大平山索道は、本年3月で開業50周年を迎えたところでございます。半世紀の間、観光振興や地域活性化に貢献し、防府市民の誇りでありまして、大切な観光、レジャー、教育などの資源として、市民の皆様にご親しまれてきたと認識しております。この間、200万人を超える利用者があるなど、市内でも有数の誘客施設であり、今後も市内外から多くの利用者をお迎えできるものと考えております。

さて、今年度見直しをする気はないかとの御意見、御質問でございましたが、索道につきましては、これまでも、平成16年度には山頂公園を整備し、利用者の増加を図るとともに、平成17年度からの営業日の見直しにより人件費を削減するなど、経営改善に取り組んでまいりました。

こうした中で、平成19年3月に大平山索道事業検討協議会から意見書をいただきましたが、これによりまして、議員も御指摘がありましたとおり、「経営改革の成果については3年置きにこれを検証し、その結果、なおかつ営業収支が悪化の傾向にあるときは、そ

の時点で外部委託又は指定管理者制度の導入、もしくは事業の廃止を検討されたい」とされており。

現在、経費の削減につきましては、安全運転を最優先する方針のもと、可能な範囲で削減を行っているところでありまして、平成21年度においては宿直を廃止するなど、さらに経費の削減を図ることといたしております。

また、年度別の収支につきましては、施設の保守・修繕の実施サイクルが箇所により異なるために、年度によって支出の額に増減が生じることから、年度によっては一般会計からの繰入金が増加する場合がございます。

一方、利用者の増加の面では、昨年8月に締結いたしました、周南市との観光振興協定に基づき実施した徳山動物園との相互割引の効果や夜間運転の長期間実施などによりまして、平成20年度は平成19年度に比べまして乗客が3割、6,000人、運賃収入も2割5分、300万円程度増加する見込みでありますことなど、大幅な改善の成果が出ているところでございます。

したがいまして、今は見直しの時期ではなく、さらに大いに成果を上げるべく努力する時期であると判断しており、市民をはじめ、皆様の御協力を強くお願い申し上げる次第でございます。

次に、市外からのいわゆる観光客はどの程度あるのかとの御質問でございましたが、これまで統計をとっておりませんので、正確な数字をお答えできないんですが、イベント開催時などに聞き取りを行った範囲では、半数程度あるいはそれ以上の方が市外から来られたのではないかと推定いたしております。なお、早速3月から乗客からの聞き取り調査を開始しておりまして、これにより実情を把握することといたしております。

最後に、支柱の耐震性等についての御指摘、御質問でございましたが、索道施設については、鉄道事業法における索道事業の許可基準並びに索道施設を維持・管理する上で従うべき技術上の基準である「索道施設に関する技術上の基準を定める省令」と、この審査基準である「審査要領」によって技術上の基準が定められております。

この省令によりますと、「支柱は、予想される最大荷重（索条（ロープ）、搬器（ゴンドラ）の重量、乗車した旅客の重量、風荷重、制動時の荷重等）に耐えられる強度を有するものであり、かつ転倒、滑り及び引き抜きのおそれのない構造でなければならない」とされており。

また、審査要領では、構造については、「鉄構造、鉄筋コンクリート構造又はこれと同等以上の耐久力を有するものとする」と規定されております。

また、お尋ねの耐震性につきましては、索道施設の設計上、考慮すべき参考事項として、

「荷重」の項目において、「風荷重」などとともに規定されているところでございますが、この中で、「地震荷重」よりは「風荷重」のほうがはるかに大きいとされ、「風荷重」を考慮した設計がされていれば、「地震荷重」は省略することができるかとされております。

大平山索道の設備につきましては、これらの基準を満たし、索道事業の許可を得て建設されたものでございますので、国の基準上、「地震荷重」には十分対応できると判断しております。

また、索道施設の検査については、省令で、「索道の設備は、国土交通大臣が告示で定める基準に従い、検査をしなければならない」と定められており、支柱については、1年ごとに外観検査を行うことが定められております。本市においては、さらに5年ごとに傾きなどの検査を行うなど、安全管理に万全を期しているところでございます。したがって、今後も安全運転を第一に、利用者の増加を図るなど、引き続き経営改革に取り組んでまいり所存でございます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） それでは、まず図書館のほうからまいります。市長さんの答弁で、21年度中に回復をすると、一般財源を回復させるという答弁をいただきました。何とか寄附者への体面は保たれたという回答でございますので、これは了といたしますが、御答弁の中で大変気になったことがございます。それは、大変厳しい財政状況の中で、一般財源については集中と選択を行い、苦渋の選択で図書費を減額したとあるところでございます。

新年度予算では、マイマイ新子のふるさと防府PR実行委員会補助金300万円、観光振興協定1周年記念事業96万6,000円、読売マラソン記念大会経費100万円、さらには20年度の補正予算でプレミアム商品券事業に1,800万円と、一過性であっても話題性のある事業には惜しげもなく税金を投入されているわけございまして、私は、私だけの考えではないと思いますが、これらの事業が図書費より優先するという考え方には立てないのでございます。

先ほど壇上でも申し上げましたが、防府図書館には市民の方からの寄附が大変多いというふうに申し上げましたが、それも裏返せば防府の図書館費は非常に少ないと。言ってもなかなか思うた図書が入らないということを見かねての寄附であって、いかに図書費が貧弱であるかということをお話は物語っているというふうに言わざるを得ません。集中と選択の中から図書費が外れるということについては、どうしても理解をし得ないのでございます。

図書館の充実は、木で言えば根であり、幹である。そして、先ほど紹介しました事業は、いわば木で言えば花であるというふうに思います。根元に十分な水、肥料をやらないと、その木はいつかやせ細り、あるいは枯れてしまい、花が咲かなくなります。私は、他市に比べて多くない図書費を削るのは、もう再建団体になってしまうかもしれないというときに初めて手をつけるわけであって、そうでない場合は、むしろ他市並みに増やしていくということが必要ではないかというふうに思っております。

そういう観点におきまして、今後とも図書館の充実について十分な注意を払っていただくことを要望して、この項の質問は終わります。

次に、観光行政、観光の振興についてでございますが、まず、るる御説明をいただきましたが、その中で、1番の項目については1つだけちょっと抜けてるような感じがします。聞き漏らしかもしれませんが、借地料の額は幾らで決まっているのかを教えてください。改めてお尋ねをいたします。

それから、ホスピタリティの件につきましては、まず野良犬、野良猫でございますが、野犬の捕獲は市の事業ではなくて、県の指定した職員が捕まえるのが法律だということでございますが、指定された県の職員が捕まえたら、それはそれで結構でしょうが、県職員以外の者が要するに市職員等々ですが、野良犬を捕まえたら、その人は警察に捕まるのでしょうか。そんなことはないと思います。やる気があれば、私は幾らでもできるというふうに思っております。

また、猫につきましても、飼い猫か野良猫かの区別がつかないんで、下手して飼い猫を捕まえたら、これはまずいと、法律に触れるということですが、猫も犬と同じく飼育者の宅地の中におる間は飼い猫でしょうが、敷地を出て天神様の周りを、境内をうろついている場合は、幾ら飼い猫であっても野良猫と一緒にです。犬も鎖から離れたら、野犬捕獲員は捕まえて結構なんです。ただ、すぐ殺すかどうかは別ですけれども。事ほどさように捕まえることは幾らでもできる。捕まえようと思えば幾らでもできる。

観光客の方が天満宮に参って、牛がおるならば、菅公もうし年ですし、それなりの理由があるかもしれませんが、猫がうろうろしてると非常に危険です。やる気があればできると、私は思っておりますが。そこで 余りいい返答がいただけませんでした。そこで一つだけお尋ねをいたしますが、例えば野良犬あるいは猫にえさをやってはいけないというような条例はつくれないものか、そういうことを考えることはないのかどうかをお伺いをいたします。

続きまして、ごみにつきましては検討すると、午前中の早い時期に収集するよう検討するというものでありましたので、検討の結果をできるだけ早く、できれば新年度から実施

に移していただくよう要望をいたしておきます。

それから、次の街路灯ですけれども、街路灯につきましては2万5,000台という日常通行量のことが出ておりましたが、これは法律のことなのか、あるいは市の規則なのかをお尋ねしたいのと、設置基準は云々という答弁がございましたが、これは設けなければいけない基準であって、それ以上設けても一つも差し支えないというふうに私は思っております。最低限の基準が設けられているんであって、それに達しなければ設けてはいけないということではないと思います。

他市の人も、防府市は暗いというふうに言われております。少なくとも観光客が回遊する地域にあっては、夜も明るくするようにお願いをしたいし、2万5,000台ということですけど、私の記憶では、例えば立市なんかは2万5,000台通ってるんでしょうか。しかし、市が街路灯をつけ、市が電気料の負担もしているというふうに記憶をしております。2万5,000台がクリアしないからつけないというんでは、観光客に対しても大変申しわけないというふうに思っております。再度の答弁をお願いをいたしたいというふうに思います。

それから、最後の索道でございますが、索道につきましては経営改善が図られているというような答弁がありました。改善の成果、確かに乗降客は増えてるかもしれませんが、経営に与える面でいくと、一つも改善をされてないのは壇上で申し上げたとおりでございます。

総務省の指導で行っております決算統計でも、索道事業は収入を問わない、いわゆる普通会計ではなくて観光事業でありまして、決算統計を行っていると思いますが、公営企業法の適用は受けないけれども、収支バランスというのはあくまで問われるわけで、収入の3倍もの赤字が出る、恒常的に3倍もの赤字が出ているということは、決して好ましいことではないというふうに思います。

大変長い答弁をいただきましたので、時間もなくなりましたので、索道についてはまた御質問するかもしれませんが、2点、お尋ねをしたいと思います。1点は、来年度、平成22年度は見直しの年になるんでしょうが、その前にぜひ、毎年5,000万円を超える赤字を出しても継続営業すべきかどうか、市民アンケートやパブリックコメントを実施すべき、市民の意見を聞いてみるべきというふうに考えますが、見解を伺います。

また、耐力度につきましては、風力に耐えることが第一ということでしたが、風力につきましては、台風あるいは強風注意報が出ておれば多分運休をするでしょうし、ゴンドラは格納庫に入っていると思います。地震は、ゴンドラがちょうどロープウェイの中間点に達したときに揺れる可能性はあるわけです。下で50センチ揺れれば、上では何

メートルと揺れるわけです。そういう、その風に、じゃ風力で耐えれば地震には耐えられるということですが、風力ではどのぐらいの風力に耐えられることが規定をされているのかお伺いをいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 最初に、今、まちの駅の件のお尋ねで、前のお借りする駐車場の借地料の件でございます。算定方法等につきましては、市長の答弁の中で申しておりますので御理解をいただいておりますが、借地料につきましては年額140万程度で、21年度につきましては10月からお借りするというふうに答弁を申しましたが、その2分の1、70万円を今、予定をいたしております。

まちの駅の件につきましては以上です。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） それでは、えさやり禁止条例をつくれぬかという御質問でございます。

市といたしまして、野犬の捕獲につきましては、市長、申しましたように、県固有の事務であり、市はあくまで協力する立場にあるというふうに考えております。また、山口県内においても市独自で捕獲を実施しているのは下関を除いてはございません。

今後は、いわゆる飼い主のマナーアップ等でございますので、動物の遺棄は犯罪であること、それから避妊手術の必要性などもPR、啓蒙してまいりたいということを考えております。

それから、どこの各市町村におきましても、この対策に苦慮しているところがほとんどであろうと思います。先進地等の事例等を調査しながら、えさやり禁止条例等も含めて研究・検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、照明灯の設置基準、2万5,000台はどのようなふうになっておるのかという御質問でございます。

議員御指摘のように、1日の交通量が2万5,000台というのは、幹線道路の道路照明を設置する場合の基準でございます。ですから、これ以下の交通量に対して設置はできないというものではございません。立市の街路灯の例も出して説明をされておりますが、これも交通量から設置したものではございません。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 索道の件で2点ありました。

最初に、ちょっと2点目のほうのいわゆる耐力度、風力の関係でございますが、索道におきましては、支柱の建設、これに当たりましては、設計するときに、運転時で秒速20メートル、運休時に秒速40メートル、この風速に耐えられるような設備を設けるといってございまして。以上でございます。

それと、最初に言われました、平成22年度見直しの件でございますが、毎年5,000万円を超える繰り入れがあるということの中で、市民アンケート、パブリックコメント等をとってみる気はないのかということでございますが、今、そういったことも私も必要ではあるというふうには思いますが、ただ、今、例えば他市の状況等を見ましたときに、この索道の施設は、防府市が誇れる、他市に誇れる施設であるというようなことがまず1点と、防府市民共有の財産であり、また防府市民の誇りでもあるというようなことで。

特に今、他市が、例えば下関市のロープウェイ、岩国のロープウェイ、常盤公園、それぞれ、そして、今、周南市の徳山動物園、これらを調査いたしましたところ、例えばあれだけ人気のあります徳山動物園にいたしましても、年間1億6,400万円から900万円、過去3年間平均して大体1億6,700万円程度は投資しておられます。これも他市に誇れるそれぞれの市民の貴重な財産であり、それを見ていただくということも私は必要なんではないかと。

そういったようなことから、ロープウェイにつきましては、最初に言いましたように、他市に誇れる施設として、今後できるだけ営業努力に努め、経営改善に努めて運営していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） それでは、以上で6番、土井議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後3時 8分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年3月9日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 斉 藤 旭

防府市議会議員 山 田 耕 治